

令和5年第4回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和5年12月26日（火曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋本光規	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
小沼勇人	企画課長
横山淳一	税務課長
山口哲也	住民保険課長
金子佐知枝	福祉介護課長
久保田裕	健康づくり課長
中繁正浩	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
金井孝浩	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
松崎澄子	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○黒田重利議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎一般質問

○黒田重利議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○黒田重利議長 11番、松島茂喜議員。

[11番 松島茂喜議員登壇]

○11番 松島茂喜議員 皆さん、改めまして、おはようございます。議席番号11番、松島でございます。通告に従い、順次質問させていただきますが、まずもって橋本新町長、このたびの町長選挙におきまして、ご当選誠におめでとうございます。これから町づくりを、またそのかじ取りを町民の負託を得て行っていくということで、それに先立ち、私が初めての最初の一般質問をさせていただくことを非常に光栄に思っております。

また、今回は表題にあるとおり橋本新町長の行政経営についてということで質問をさせていただくわけでございますけれども、この表題にあるとおり行政運営ということではなく、あえて行政経営という言葉を使わせていただきました。その背景には、ご承知のとおり自治体間競争の激化ですとか、あまりにも早いスピードで変化する町民ニーズ、こういったものに対応していくためにやはり行政はその経営感覚を持って執行していかなければならないと、そういった観点から今回はそういった表題にさせていただいたところであります。

また、答弁者につきましては、町長のみということで通告をさせていただきました。副町長、それから教育長、それから各課長におかれましては、今回私の質問の中では登壇をしていただく機会が全くないということで、この場をお借りして陳謝を申し上げたいと思います。何か今、藤江教育長の心の声が聞こえたのですけれども、よかったななんて。私だけでしたかね、そういう声が聞こえたのは。

ぜひとも町長におかれましては、簡潔明快な答弁をいただきまして、傍聴人の方も今日は板倉町、それから明和町のほうから多数おいでです。ぜひ明快な答弁をいただいて、こうやって私は町づくりをしていくのだということを分かりやすく答弁の中でいただければというふうに思っております。

まず、最初にお聞きするのは橋本新町長の政治信条であります。様々政治という名のことをやる

うとすると、それに基づく信条的なもの、これは必要不可欠かと私も思っておりますが、どんな政治信条をお持ちなのか、一言で分かりやすくお答えをまずはいただきたいというふうに思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

一言で申し上げますと、町長たるものは町民の全体の奉仕者である、このことが私の政治信条としていく、まずこの一言であると、このように考えております。

私は、前職は今年の9月まで職員でございました。地方公務員、これは国家公務員も同様だと思えますけれども、入職の際にサービスの宣誓というものがございます。このときに必ず公務員にあっては、国民全体の奉仕者であるというような宣誓をいたしますけれども、まさに我々行政につきましては、納税者の皆様から貴重な財源をいただいて、これをサービスという形で還元をする、このことを念頭に置きながら日々職務に当たらなければならないと、このように思っています。もはや行政はサービス業、こういった認識を持ちながら今後も議員のタイトルにありますとおり、この行政経営にどう当たっていきけるか、ここを考えていかなければならないと、このように認識しております。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 大体予想どおりではない、想定外の答弁が返ってくる人が多いのですが、想定外といいますが、まさに今橋本町長おっしゃったように行政はサービス業である、こういった理念の下に行政運営を行っている。これは当然のことでありまして、またそういう時代はとっくに来ている、もう恐らく20年、30年という月日が流れているのかなというふうに思います。

前任の町長、16年間長期にわたり町政運営を行っていただきましたが、その中でやはり継承していくべきもの、また新しく生み出す事業、施策、そういったものももちろんあると思いますが、それを行っていく上で、それというのは行政経営です。サービス業という観点から行政経営を行っていく上で最も重要な項目と思われるところ、私なりに幾つか通告の中で提出をさせていただきました。

1番が、やはり財政です。

それから、2番、これは行政サービス、すなわち事業、1,000以上の事業を恐らく呂楽町役場でも行っていると思いますが、その事業の見直しだったり、また撤廃、また再編、いろいろな新しいアイデア等ありますが、その事業について。

それから、3番目といたしまして、私はこれが一番大切なのかなと思うのですが、外交です。これは、近隣市町のみならず、民間企業、そしてひいてはやはり国、もちろんそうですが、広く海外まで含めれば、そういった外交的なもの。

それから、4番目といたしましては、これは徹底した情報の公開。それから、情報を公開するだけでなく、町民の皆さんと共有をし、そして共鳴すること。これが私は大切だというふうに思っ

おります。

それから、5番目といたしましては、庁内の組織、それから機構、そういったものありますが、当然町長が替われば施策も変わるということで、当然その組織の変更等も必要になってくるのかなというふうに思っています。

今回この5つを挙げさせていただきましたが、順番に1番目の財政から、この今現在の邑楽町の現状を橋本新町長はどう捉えているのか。また、その中で課題等あると思います。その課題を解決するために果たして何をしていくのか。まずは、財政的なところから伺ってみたいと思います。

私のほうから最初にちょっと資料を電子黒板を使って提示させていただいて、概要ですけれども、説明をさせていただきたいと思います。

電子黒板を御覧いただきたいのですが、執行側と議員の皆さんには発信をいたしました。来ましたですか。項目は幾つかありますが、上から標準財政規模ですとか、財政力指数ですとか、いろいろあるのですが、2つのところに私は着目をしていただきたいと思うのですが、今赤いペンで印をつけますが、この上から2番目の財政力指数、それから4番目の経常収支比率、これに着目をしていただきたいと思います。財政力指数、これ1.0を超えると不交付団体ということですが、邑楽町は0.76という数字が平成25年から平成29年度までずっと続いておりまして、平成30年度、令和元年度においては0.77と若干アップということですが、それから、令和4年度では0.74というところまで、ちょっと若干落ちています。令和2年度と令和3年度においては、恐らくコロナの関係もあって地方創生交付金などもありましたので、必然的に若干ですが、財政力指数が上がっているのかなという状況です。平均値は0.76と出ています。健全な数値なのかなと、これだけ見ればですが、そういうふうには思います。

ただ、その下の下、4番目の先ほど丸をつけました経常収支比率を御覧いただきたいのですが、平成25年度では89.4%でしたが、これが途中では90%を超えています。平成28年度ですと92.8%、平成30年度では93.3%、令和2年度だと94.3%までいきました。これは85%を超えると、やはり財政の硬直が見られるということで、様々な行財政改革を行わないと必要経費、義務的な経費で、その予算のほとんどが費やされてしまうという状況に陥っているという数字です。

この邑楽町におきましては、橋本町長おっしゃっている投資という言葉が随所に出てきますが、この3つの投資、昨日の所信の中でも述べられましたけれども、こういった投資をしていくための財源が非常に乏しいと、そういう状況です、この数字を見る限りでは。何かアイデアをもって事業を考え、そして町民のためになる、町民のサービスとして還元すると、必要最小限度の経費をもって最大限のサービスとして還元するのが、これが行政の仕事です。それを遂行していくためには、この数字を少しでも私は改善していく必要があるのではないかというふうに思います。

今申し上げた内容をグラフに表したのがこれです。これは、平成19年からの数字になりますが、その当初は94%を超えていましたが、一旦下がって、また上がってきて、最近ではやはり90%を超

えてきている状態になってきているのかなということで、このグラフを見ていただけると一目瞭然なのかなというふうに思います。

雑駁ではございますけれども、財政に関しては、今邑楽町の置かれている現状、こんな状況です。その現状を踏まえて、戻りますけれども、課題をどう捉えるのか。また、この課題を解決するためには、橋本新町長、何をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

今現在そちらの電子黒板のほうに議員のほうから財政の代表的な指標が示されました。今回の答弁に当たって、私も財政課のほうに主な財政指標及び決算数値等一覧表にまとめてほしいということで、過去20年分くらいを見返してみました。どういったところに、まず財政上の課題があるのか。

客観的にまず見ますと、邑楽町の財政状況は、数字の上では極めて優等生と言えるところがあります。例えば実質公債費比率、借入金の比率ですけれども、これも極めて低い。危険水域であるとか、注意水域が約15%とされています。危険水域は20%、それから比べれば半分以下のところで運営していますから、極めていわゆる一般会計に占める借入金の返済が抑えられている、こういった部分はいいのかなと思いますけれども、私が見て、その中で特に課題と感じたことは2点、議員ご指摘のとおり経常収支比率が、やはり極めて高い数値で推移している。若干増減はありますけれども、この構造がずっと変わらない、弾力性がない、ここがやはり課題だと思っています。

そして、もう一つ、私が決算数値等の中で課題だなというふう感じたところが、実はこの20年間で独自財源である町税収入が大きく変化をしていません。財政の総額規模が増えているにもかかわらず、町税収入が大きく伸びていないと。つまり、特定財源である補助金、交付金、それから地方交付税、やはりこういうところに頼った行政経営がされているのだろうということだろうと思います。

では、なぜこの町税収入が増えてこないのか。企業業績が伸びていない、中堅どころが邑楽町から撤退した、こういったいろいろな要因はあろうと思いますけれども、やはり邑楽町で工業団地、この間造成をされてきましたが、一番最後に造成されたのが邑楽町赤堀、鞍掛第三工業団地、この分譲が始まったのが平成8年から始まりました。しかしながら、当時バブル崩壊もあって最終的に鞍掛第三工業団地が販売が終わったのが平成26年だったと記憶しています。しかも、当時は産業団地ではなくて工業団地という位置づけで、製造のみに販売するという群馬県企業局の方針でありましたけれども、やはり長らく売れないということで、小売りにしてみたり、切り売りですね、それから物流にも販売したり、そういったこともありました。

議員もご承知かと思いますが、固定資産税につきましては生産設備、いわゆる機械設備にもかかりますので、産業団地を造ったとしても販売先がどこか、いわゆるそこで創業されている企

業がどんな業態かによって町への歳入は大きく変わります。この辺も企業局頼みとっては失礼かもしれませんが、町にとって優良と呼べる企業を今後もやはり呼んでいくことは必要なのだと思います。

つまり、今後この課題を解決していくためには、邑楽町も近隣市町と同様に企業誘致に向けた、やはり投資をしていく必要があるかと思います。しかしながら、そこでやはり問題になってくるのは、ではそれだけの巨額の投資が、今の邑楽町の中でできるのかと、やっぱりこういった課題もあります。そこに補助金を投入したりであるとか、もちろんそれはありませんし、では基金を取り崩して対応するのか、これにも限度があります。そういったところで、やはり今後進めていかなければならないのは、民間との協働ということなのだろうと思っています。

近隣自治体、幾つか事例を見ますと、工業団地の開発は3つの手法を使っている。1つは、かつて邑楽町もやってきたように群馬県企業局による開発。そして、2つ目が、かつて邑楽町もありましたけれども、土地開発公社による開発。そして、もう一つが民間による開発でございます。隣の大泉町、こちらが新たな団地の造成に向けて今法定手続を進めておられるようでございますけれども、そちらの手法も私も職員時代に幾らか業務でお付き合いがありますので、確認をさせていただきましたが、そこについては官が法定手続を進める。あるいは地元の調整を行う。工事、あるいは地元の用地買収であるとか、そういった部分に関して民が行う。しかも、大泉町で行っているのは、そこにいわゆる金、産官金、いわゆる金融機関ですね、既に金融機関もその中に加わりながら、資金の担保をしっかりとしていく。やはりこういった手法が今後求められていくのだろうと、現在はそのように認識しております。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 町長の今のご答弁の中にもありましたが、町の予算規模というのは年々増加しております。また、電子黒板を見ていただきたいのですが、平成26年度では82億2,500万円、これ当初予算でした。これが令和5年度、今年度の予算規模当初で94億5,000万円ということです。補正を入れると、当然のごとくもう100億円、一般会計だけでそれを過ぎてしまうと、超えているという状況です。それにもかかわらず、やはり町税収入、ずっと横ばいということです。

新たな税収源、これは当然必要になってくるわけですが、今橋本町長のお話の中に産業団地の誘致ということがありました。これに関しては、平成30年度から商工振興課のほうでも統計を取っているということで、前回、その前と議会の中でご答弁いただいておりますが、22件もの企業のほうから打診があったにもかかわらず、実績は何とゼロということです。起業したくても邑楽町にその用地がないということで、実質お断りをしてきた。お断りというか、できないわけです。それだけ企業誘致、産業団地については非常に近隣市町と比較すると後れを取ってきたというのが、この町の現状かというふうに思います。

今回の選挙で、その辺橋本新町長も町民の皆さん方に訴えてまいったことだと思いますし、それ

に対して町民の方々からの期待も非常に高い、これは分野なのかなというふうに思います。それを一遍に短期間のうちに、これはできるものではないでしょう。焦らずに、これは着々としっかりとタイムスケジュールをつくった中で進めていっていただく必要があるのかなというふうに思います。一つのそれを成し遂げるだけでも、これは先ほども申し上げましたが、周りの近隣市町をはじめいろいろな民間企業との連携、協力、こういった外交力が試されていくと、こういう状況になるかというふうに思います。

ない袖は振れないということで、これは次の項目、行政サービス、事業についてお聞きしますけれども、様々な事業を行うについても、行政が行うその原資というのは皆さんの血税です。その血税をできる限り少ない、少額で大きなサービスを行うか、それにはアイデアが必要となってきます。ただ単に前年度、前々年度の、ずっと続けてきた事業を続けていたのでは、これはやはり町長が替われど内容は変わらないということになってしまいます。その様々行っている現在の町での事業について、これは様々な、当然これは課題があると思います。また、その課題を解決していくためには、何か新しい方策がなくてはなりません。その点については、橋本町長はどのようにお考えなのでしょうか。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ややもすると、役所ですから前例踏襲、これでも私が座っていることはできます。しかしながら、それでは多くの町民に選んでいただいた、このご恩返しができませんので、やはり私は選挙の中で訴えてきた政策をどのように実現するか、これを執行部として様々な角度から検討し、実現に向けていかなければもちろんなりません。その中では、やはり多くの職員に、やはり少し意識の持ち方を変えていただく作業も今後必要なのだろうと思っています。

職員数については、今邑楽町の正規職員、管理職を含めて約200人弱でございますけれども、ピーク時から比べると2割くらい少ない数で対応しています。しかしながら、その内訳について見ますと、例えば幼稚園、保育園、こども園、これらは需要に応えるために一定の数が確保されていますが、いわゆる行政の事務を執行する人間については全く増えていない状況があります。では、この数が増えれば解決できるのかというと、決してそうではない。

今後は、役所にいる職員は、やはりブレーン、頭脳、企画立案して政策を、そういう立場に徹すべきだと思っています。むしろ、民間にできることは民間に任せる。委託であるとか、いろいろな方法はありますけれども、実際に考えることと作業と、やはり役割分担をしていかないと、ややもすると作業に没頭して、それこそが職に邁進していると、こういう勘違いをする嫌いもございますので、やはり今後は職員数を大幅に増やすことも、これは経常収支を考えれば、増やすことはできませんので、今の体制で、どう今後政策を実現していくかについては、やはり意識改革の中で職員

は、そういう政策の企画立案、これをどうやって行っていくか。まして、私はその能力を引き出し
ていくか、こういったところに、そのポイント、鍵があるのかなというふうに考えております。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 政策立案能力、これもかねてから私も議場では何度も使わせていただいでい
る言葉です。この政策立案能力、様々それは能力的なことですから、当然職員の皆さんにおいても、
それは個人差があるのかなと。分野的にいろいろな分野がありますが、それにたけている人たちが
もちろんいらっしゃると思います。適材適所の、当然これは人事も必要になってくるでしょう。

町長がおっしゃいました意識改革、こういったものも当然これは進めていかなければなりません。
長年にわたり、言葉は悪いですが、お役所体質なんて言われますけれども、残念ながら民間企業と
の大きな違いは、それを比較してもどうかなというところはありますけれども、収入面で苦勞する
ことはないのですね、ほぼ。税収ですから。民間は違います。自分たちの手で稼ぎ出し、それを資
金として会社を運営していくということですから、そこに根本的な大きな違いがあります。その違
いがどういった意識を生むかという、しよせん人の金と、こういった状況に陥ることもあるので
はないかというふうに思います。自分の懐から身銭を切るという感覚で、やはり一つ一つの事業に
投資していく、またそういった意識が私は必要かというふうに思っています。

橋本町長も長年職員をやられてきて、今回初めて政治を行うわけですので、当然その点において
は、意識的には、職員時代とは当然違った感覚をお持ちなのかなというふうに思っていますし、だ
からこそ町民の皆さんから審判を得られたと、かじ取りを任されたというふうに私も認識をいたし
ております。ぜひその辺は、やはり原点に戻り、絶対に無駄にしないのだと、皆さんからお預かり
した血税をしっかりと一つ一つの事業に充て、また政策を考え、大きなサービスとして町民の皆さん
に還元していくのだと、その気持ちだけは、ぜひとも持ち続けていただきたいというふうに思い
ます。

そして、端々答弁の中でも出てきましたけれども、民間との協働、民間の活力、こういったもの
をやはり取り入れていく、積極的にこれはやっていく必要があるのではないかと。それによって、先
ほどおっしゃいましたけれども、職員の意識改革、これも必然的に進んでいくということだろうと
思います。ぜひともその辺の民間的な活力の活用も行いながら、事業の展開をしていっていただき
たいと、このように要望をいたします。

それから、次は外交についてです。外交については、ちょっと冒頭にも申し上げましたが、残念
ながら今邑楽町単独で何か一つ新しいことをやろうと思ってもできる時代ではありません。必ずや
近隣市町、それからひいては国、県、それから海外にまでやはり目を向け、そこと連携をし、そし
て新たな事業を生み出し、外交力を高めていく、そういったことが私は必要不可欠だというふうに
思っています。その点について、橋本町長はどんな認識を持たれていて、今後どうしていくのか、
その点についてお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

この外交につきましては、まず民間と公共と少し分けて考えていきたいと思っておりますけれども、これまで近隣市町、それから県、国、これらについては前町長におかれましても必要な範囲内で、あるいは儀礼的な範囲でお付き合いをされていたというふうに認識しております。しかしながら、町づくりを行っていく上で政策的に、あるいはいろいろな投資的な面も含めて何か攻めの戦略で行ってきたかというところ、そういったところは残念ながら見受けられなかったのかなと、このように認識しています。

しかしながら、県内見渡しても一部事務組合であるとか、こういったところを除いて、例えば今日も傍聴にいらっしゃっていますけれども、明和町などがまちづくり会社を興す、そこにうまくほかの自治体であるとか、民間事業者を巻き込みながら、新たな形で、この投資的な事業を行うというようなスタイルで行われていますし、こういった事例は全国的にも、ほかにも幾つも見受けられます。

やはり新しいものをゼロからつくる、これが理想ではありますけれども、まずは先駆的、先導的な事例は枚挙にいとまがありませんので、こういったところに謙虚に学ぶ姿勢、これが必要なのだと思っています。そういったところから、それがいかに邑楽町にフィットするのか、導入ができるのか、邑楽町に合うようにそれをどうアレンジできるのか、まずはこういったところから進めていく必要があろうと思っていますし、その中からいろいろなパイプができれば、ノウハウを学ぶだけでなく、人事の交流を含め、さらにそれが民間の交流にも発展していく、そういう循環が生まれるのではないのかなというふうに思っています。

次に、民間との外交についてでございますけれども、やはりこの点についても、ではこれまでどういったものがあつたのかというところ、例えば邑楽町も幾つかの施設で指定管理者制度が導入されていますけれども、これも受け手が社会福祉協議会であったり、それからあいあいセンターの利用組合であったり、いわゆる定型的な部分のみになっています。しかしながら、国は大きな枠組みでいいますと、PPPという言葉があります。パブリック・プライベート・パートナーシップ、これは様々な官民連携を総体的に指す言葉でありますけれども、その中で例えばPFIという設計・施工、それから管理、どの部分から民間がタッチするかはありますけれども、さらにそこに資金も導入するような事業の進め方であるとか、それから指定管理もその類型の一つですけれども、それ以外にも包括的な建物、施設の管理委託であるとか、あるいは公有地を無償提供した中で民間にサービス事業展開をしてもらうようなやり方であるとか、こういった様々な手法が既に例示として提示されています。

こういったものについては、国の法令に従いますと、人口が20万人以上のところについては、必

ずこれを検討する、事業を進めるときに、こういった手法が最も邑楽町にとっての最適化なのかを検討する、これは義務づけられています。人口5万人以上にあつては、努力義務とされています。5万人未満については、これが努力義務でもない任意となっていますけれども、やはりこれまでのやり方で、例えばハード整備のときに国の補助金、交付金を活用する。残りについては、起債を充当するか、借金ですね、もしくは基金を充てる。このやり方だけでは、もはやこの建築費が高騰する物価高の中にあつては、ほぼ行き詰まりは見えています。そういった中で、この総体的なPPPという制度が邑楽町にとってどう導入できるのか。やっぱりこれは個別の事業ごとに一つ一つ検証していく必要はあるのだろうというふうに考えております。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 冒頭にも申し上げましたけれども、やはり外交の面というのは、これは非常に大切だというふうに思います。内政的なことは、橋本町長は職員でしたから、当然これは詳しいのかなというふうに思いますが、外交的に政治的な手腕を振るうためには、やはり外交的なものというのは、これは非常に大切になってきます。職員同士の交流は、恐らく結構あったでしょうけれども、なかなか各市町の首長との関係、また関係する県議や、それから国会議員の皆さん、こういったところもそうですが、なかなか今までは連携が図られていたかという、そうではないのかなというふうに思います。前町長のお話もありましたが、義務的にそれを行っているだけでは、やはり何の意味もないのですね。そこは、本当に学ぶべきところは真摯に学んで、全て先輩ですから、ほかの市町村の首長たちは。ですから、いろいろな政治的な要素も含めてですが、勉強になることは真摯に受けていただいて、一つ一つやはり事業を進めるために人間関係や信頼関係、それを構築していただきたいなというふうに思います。

時間が押してまいりましたので、端的に聞いていきますけれども、4番目、情報公開の関係です。これは、アナログ的なところもデジタル的なところも両方含めてですけれども、やはりせっかく橋本町長が就任されても、どんな町づくりをされていくのか、その情報の公開、この一般質問なんかもそうですけれども、これとは別に、やはり町民の皆さんに分かりやすい言葉で、これを瞬時に伝えていく方式、こういったものもあろうかと思ひますし、また膝を交えて実際に町民の皆さんと語る機会、こういった機会も必要かと思ひます。その点については、どんな認識を持たれているのかお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町民に対する情報の公開の在り方、これはもちろん条例で位置づけられたものもありますが、これとは全く言葉は同じでも意味が違うものだと思っております。邑楽町の今の現状ですけれども、この情報公開、いわゆる例えば予算の中身、事業の中身、これらをお知らせ

するに当たっては、基本的には紙媒体の広報誌、そして町のホームページ、それ以外には散発的ではありますが、お知らせメール、あるいは旧ツイッターのX、こういった媒体を使っていますが、ではこれだけで住民が満足な情報が得られているのかということ、やはりそうではないのだろうかと思っています。

実は私、今回の町長選挙に当たりまして、地元の様々な支援者のご協力も得ながら可能な範囲で地区別の集会、いわゆる座談会的なものも行ってきました。その中では、私の政策的なものを訴えることが主ではありましたけれども、やはり現地に行くと、それぞれ地域が抱えている課題、それから思い、いろいろなものがございます。やはりそういったところで町からの発信についても対面で共有する、この作業はとても大事だと思いましたが、むしろ町に対するご意見、提言、苦情、様々ございますけれども、それも受ける制度は構築されています。

しかしながら、やはり現場に行って初めて言える、ほかの人の話をしている雰囲気を見て、自分も言っているのだとって言葉が出てくる、こういった場面も多々あるということがよく感じられました。来月、町議会におかれましては、先日の施設研修を含め、そういった報告会であるとか、意見交換会を催すというふうな予定がされているようでもありますけれども、やはり行政機関としても、これらを定例的に行って、住民に直接町の声が届ける。そして、住民からも声をいただく。この作業は必要であると思っていますし、そういった中でデジタル化の技術もどう活用していけるのか。この町議会においても現場に来なくてもユーチューブで視聴ができるようになりましたが、そういった技術の導入もしていけば現場に行けない、こういった方も自宅でその内容を確認することはできるのだろうかと思っています。

方法については、様々あるとは思いますが、恐らく私も議員と思いは同じだと思いますが、町の政策的なものを進めていく上で、やはり大事なものは、こういうことを実施するという結果よりも、その過程だと思っています。その中で様々な議論をし、意見をいただき、もちろん民主主義ですから、100%の同意というのは、これは得られないかもしれませんが、少しでも多くの方々のご意見を聴取した中で、その理解を得る、この努力は様々な方法で実施していく。このことがやはり町民に納得をされる行政運営がされていくのだろうと、このように認識しております。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 正確な情報をよりスピーディーにやはり伝えていくこと、こういった時代ですから、誤りのないように、やはりそれはやっていかななくてはならないのかなというふうに思います。町民の皆さんも、その情報を得て、町政に関心を持っていただく、また私たち議会もそうですが、少しでもやはり町政に携わってみよう、そういった気持ちになるような情報発信に心がけていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、最後の5番目になりますけれども、これは庁内の組織です。これについては、現在は議会事務局を除いて14の課があるということですね。係は、たしか45だったでしょうか。ほかの公

共施設、公民館等を含めると、そこが9、農業委員会とかも含めてですが、その辺の数だったと思います。

現状そういう状況ですが、橋本町長が、これからかじ取りを担っていく上で、やはりこの組織機構の再編というのは、これは必要不可欠になってくるのかなと。当然長が替われば、やろうとしている施策も変わるということで、それに伴って、この組織機構の再編等が必要になってくるというふうに思いますけれども、その辺については、今後どのような進め方で行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

町の組織機構につきましては、直近では令和4年4月1日付で少し大規模な機構改革を実施いたしました。そのときの担当課長であったのが、当時企画課長であった私でございます。それから、約1年半経過をしまして、この検証が、まだなされていけませんので、どこかの時点で、その検証作業も必要かとは思っておりますけれども、基本的にこの組織機構については必要が生じるときに、そのタイミングで行うものでありますから、今後どの事業を、どういうタイミングで実施していくか。それによって各所管がございますので、その部分の人員が厚くなったり、あるいは見直しをしたり、こういった作業が出てくるかと思っておりますけれども、今現在で早急に何か実施すべきという認識は、今日は持ち合わせてはおりません。

また、今後様々な事業を実施していくに当たって、私は、これは自分の政策の一つと言ってもいいかもしれませんが、ぜひとも実施していきたいのが、民間の活力をどうやってこの町の中に導入をしていくかということだと思っております。これは、連携とは違う意味です。執行部としてお迎えするという意味です。

群馬県を見ましても、現在山本知事が、このかじ取りを担っていますが、山本知事になられたりしてから部長待遇の民間の方を何人か採用されて、そのかじ取りをお任せしているというような事例もございます。あるいは、自治体によってはナンバー2である副市長、副町長、これを公募によって募集をかけて、その中からその目的にかなう方を選ぶというような手法を取られているところもあります。

やり方は様々ありますけれども、実はご存じのとおり私は、この役場出身、そして現在の副町長も役場出身、過去を見ても、そういった体制がずっと続いています。これは、一つには内部のこと、先ほど言われたとおり、よく理解をしていますし、職員のこと、コミュニケーションも十分取れますから、それはそれで利点はありますけれども、逆にマイナスの部分があるとすれば、よくも悪くも、やはり役場の公務員の論理から抜け出せない。自分たちでブレーキをかけてしまう。チャレンジするのをためらうであるとか、そういったところが、やはり出がちなのではないかなと私なり

にも思っています。

やはりそういったところを脱却し、新しい価値観であるとか、そういったもの、それから様々な業種とのパイプ役、これも含めて課長職よりも上にやはりそういった民間人材の活用を導入していきたいという思いはあります。しかしながら、これはもちろん人物最優先になりますし、いろいろな要件がありますから、今ここでどのポストに、こういった方をということは早計だと思っていますが、このことについては追求をしていきたい、現時点ではそのように申し上げておきたいと思えます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 役場庁内の組織機構につきましては、これ非常にトップたる町長が進めているとする、その施策、これに併せてやはり再編することが必要不可欠と先ほど申し上げました。適材適所という言葉もありますが、私には人事権ございませぬので、それは町長のほうがしっかりとこの人材はここにやっぱり登用すべき、また民間の人材もというようなお話もありました。ぜひとも積極的なやはり民間の登用というのは、私もこれは必要だと思っておりますので、積極的に進めていただきたいというふうに思います。

時間も押してまいりましたので、核心にそろそろ迫りたいと思いますが、私のほうからは5つの項目について、今橋本町長の所信を伺いました。財政、それから行政サービス、それから外交、それから情報公開、それから庁内の組織機構についてでありました。

様々伺ってきました。そして、現在においての課題についての考え方も伺いをいたしました。仮に今現在のお考えでいいのですけれども、そういったものをクリアした場合に、果たして現状の邑楽町と比較して、邑楽町は具体的にどのように変わっていくのか、これは長い答弁必要ないと思います。一言で本当に分かりやすく伝えていただければいいと思うのですけれども、それをお伺いをしたいと思います。

その前に、一つせつかくですので、指標を出しましたので、電子黒板のほうを見ていただきたいのですが、これは今質問の内容とかぶるかどうかわかりませんが、邑楽町の人口と生産年齢人口の推移ということで、表にしました。総人口に占める生産年齢人口の割合ですけれども、ここを見ていただきたいのですが、令和4年度ですと、直近ですと56.7%、57.1%ということで、丸を今つけさせていただいたところですが、これ非常に低い数値になっています。

これが群馬県、それから全国との比較になりますが、この赤い色がついているところが邑楽町です。右隣が群馬県、右側が全国。全国は5年に1回しか出ておりませぬので、令和4年度においては空欄になっていますけれども、邑楽町は57.1%です、令和4年度の実績が。群馬県は57.5%ということで、若干であります、県内の平均を下回っているという状況です。それだけこの町においては、生産年齢人口が極端に減少をずっとたどっていて、非常にこれは危機的な状況を迎えているのかなというところもあります。

それから、ちょっと戻りますけれども、合計特殊出生率もそれに伴って落ちていっています。邑楽町は、何と令和4年度の実績だと1.19まで落ちました。これが群馬県平均ですが、群馬県が1.32、全国が1.26ということで、全国平均並びに群馬県平均と比較しても、かなり低い数字になってしまいました。当然生産年齢人口が減少すれば、それだけ合計特殊出生率も、それに連動的に少なくなっていくという状況、負の連鎖といいたいでしょうか、こういった状況が今起きているということです。こういったことも含めて、今の現状も含めて、先ほど私が提示させていただいた5項目をクリアしていくことによって、町はどのように変わっていくのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 答えいたします。

結論から一言で申せば、いつまでも持続可能な暮らしやすい町ができるというか、これが続いていく。いわゆる先ほどの5点の課題、そして解決策というのを、この一般質問でやりとりございましたけれども、これらは決して点ではなくて、やはり線であり、面、全てがつながっているというふうに考えています。

いわゆる循環という言葉もございますけれども、ではどこが起点になるのか、この考え方は様々ありますが、例えば私が政策的に訴えてきました産業団地、企業誘致、そういった育成に始まり、そこから企業が来て、雇用が生まれ、やがてそれが税収につながり、そしてその働く人々が定住をし、先ほどの合計特殊出生率の話にもつながると思いますけれども、そういったところから人が住んで初めて商業の活性化、そして財政が安定して子育て、教育、福祉、様々なソフト事業にもいろいろな財源を充てるのがまた可能になるのだろうと思っています。

つまり、こういった好循環を生み出すために、先ほど議員がご指摘されました様々な課題、そして私なりの解決策をやはり職員、それから議会の皆様、これが一体となって議論し、両輪として進めていくべきものなのだろうというふうに考えております。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 持続可能な町づくりというお言葉がございました。確かにそうですね。全国自治体の中では、消滅可能性都市なんて一時期言われたことも、邑楽町もその中に入っているということで、残念ながら、そういうことを言われたときもありました。

邑楽町が存続する限り、当然これは持続可能でなければなりませんし、当然それだけではなく、少しでも今の状況より、よい状況を次の世代へとつないでいく、これが政治に携わる者の私は定めだと思っていますし、責任だというふうに思っています。ぜひ町長、それから我々議会、もちろんそうですけれども、町民の皆さんと一丸となって新しい邑楽町のために町づくりを進めていくことを願わずにはられないということだと思っています。

そして、最後になりましたが、もう一つだけ、これも重要な項目の一つですが、議会との関係に

ついて、こういった認識を持たれているのかお伺いをしますが、前任の町長のことは私もあまり申したくありませんが、そのときに、前任の町長のときに私も一般質問したときにお伺いをしました。現在邑楽町も庁議設置規程という規定がありまして、今電子黒板に映しましたけれども、その庁議設置規程の中には議会に関する事ということ、第2条の第2項に定められているわけですが、この部分について、この庁議を開催して行っていかなければならないということで、当時は月に1回、変更して第2、第4土曜日になりましたが、これを開催すべきだということでお話をしました。

その実績が何と金子町長が就任されてからということですが、一般質問をした議員が延べで480人、質問項目は811にも及びました。その中でも、残念ながらこの庁議設置規程に基づいて一般質問に特化して開催をしたという事例がたったの1件ということで、総務課長のほうからご答弁いただいた経過があります。

こういった状況が今後も続いていくとなると、当然これは議会との信頼関係が失われていく。一般質問を私の後にも今回8名の方が登壇予定となっておりますけれども、どれだけやはり準備をし、質問をされ、町民の皆さんの声を町に届けるということで、一般質問を行うわけですから、当然その内容については重いということで、当然行政側もそれに対して、しっかりこの庁議設置規程に基づいて協議を行って、ある一定の答えが出れば、それを議員に伝えるとか、あらゆる手段を使って、やはりそれは情報公開していく。これは、当然必要不可欠だと思いますけれども、その点については橋本町長はどのようにお考えなのでしょうか。最後にお伺いをします。

1分残してください。すみません。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議会と執行部につきましては、まさに車の両輪に例えられますけれども、この両輪が信頼関係の下に同じ方向を向かなければなりません。そのようになるように私は努力をしていきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 車の両輪のごとくとおっしゃいました。当然そうだと思いますし、議会は車でいえば逆にブレーキ、アクセルを踏むのが行政という考え方もありますし、その燃料となるのが職員の皆さんだったりするわけです。いずれにいたしましても、同じ方向を向いて車が進んでいくように橋本新町長にはかじ取りを担っていただきたい。

その上で一つだけ私のほうから苦言を申し上げますが、やはりまだなつたばかりですが、町長、焦らず、そしてひるまず、そしておごらず、町づくりを町民の皆さんのために進めていっていただけることをお願い申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。

大変ご清聴ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時03分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時15分 再開〕

◇ 新 村 貴 紀 議 員

○黒田重利議長 4番、新村貴紀議員。

〔4番 新村貴紀議員登壇〕

○4番 新村貴紀議員 議席番号4番、新村貴紀。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、橋本町長、ご当選、ご就任おめでとうございます。私も橋本町長の看板よく見かけまして、その中で前へという言葉があります。その言葉を橋本町長から前にお伺いしたときに、明治大学のラグビー部の監督が言っている言葉ということで、私も以前三洋電機に勤めていまして、20年間。その当時は、社会人のラグビーでした。今のワイルドナイツではなくて、社会人のラグビーで、当然同じ職場にラグビーの選手の方々がいて、その方々が言っていた言葉が、当時Jリーグがすごい人気でした、サッカーの。でも、ラグビーって、新村君、ワールドカップとかいろいろ努力して出ているのだよと。でも、まだまだサッカーよりは人気がない。僕たちが頑張ってラグビーを守り立てていかななくてはいけないのだと。すごく熱い熱意で、宴会とかでよくお酒とか一緒に飲んでいたりしたのですけれども、そのときに、若いときにそういう話がありました。今本当にラグビー、全然違って、テレビとか、コマーシャルとか、いろいろなファン、昔は本当にラグビー場に来てくださる観客の方というのは少なかったのですけれども、いつ行ってももう満席、満員状態です。やはりまずは前へ進む、その精神というのは、すごく大切だと私も感じております。

その中で、今回橋本町長にお伺いします。橋本町長が選挙中、いろいろ話していた中で、邑楽町は強みといえば自然災害が極端に少ない町だとおっしゃってございました。私もいろいろと調べさせていただきました。こちら側の電子黒板に映させていただきますが、昭和13年に水害ということで、これ記録、邑楽町のホームページにも載ってまして、その後今までの経緯でいきますと、一番大きかったのが平成23年の3.11、東日本大震災です。邑楽町の震度は5強ということで、人的災害2名、家屋1,210棟ということですが、私が感じた限りですと、屋根瓦が落ちたとか、壁が崩れたとかあってありますけれども、重要なライフライン、道路、水道、電気が一部、全体的に復旧しなかったということはありませんけれども、大きな支障を来すということはありませんでした。すみません。今送ります。

邑楽町の災害時の歴史を見ても、実際に起こっていないということで、今までの状況でいうと、水害でいえば床上浸水ということで、屋根まで上ってしまうとか、そういう災害もないということ

で、今までの歴史上の災害から見ても、この邑楽町というのは災害に強い町だと思います。

次に、今後起こり得る災害ということで、これです。気象庁とかにも載っている関東平野北西縁断層帯主部による地震ということで、マグニチュード8.1、これは埼玉県の寄居町から熊谷市につながっている活断層が動いたらばということですがけれども、この活断層が動いた場合が一番災害がひどくて、ここの赤く丸で囲んでいる部分ですがけれども、6強という形になります。

次に、内閣府がうたっています都市直下型地震に関しましても、この赤丸部分ですが、邑楽町は5強ということで、ほぼ東日本大震災と同じような震度となります。南海トラフ大震災、気象庁のデータですと、ここら辺は5弱ということで、津波の心配は、内陸ですので、ありませんので、災害が今後起きたとしても強いということです。道路の交通状況に関しましても、50号や高速道路に挟まれているということで、先ほど言った交通インフラに関しても問題ないと思っています。

先ほどの地震なのですけれども、先ほどの関東平野北西縁断層帯主部による地震というのは、ほぼ起きるといえる可能性はなくて、先ほど言った直下型地震が70%ですから、都心に起きたときの地震がというと南海トラフ地震ですか、そこが有力になってきますけれども、その地震が起きたとしても、邑楽町は災害に強いので、震度5強も東日本大震災に比べれば同じ規模、同等ですので、ライフラインは問題ないと思います。

その中で、やはりこれだけのいい条件があるということであれば、企業や行政とかに邑楽町に対して強いアピールができると思いますが、町長に伺います。このような内容を踏まえて、今後企業に実際に売り込んでいくというお考えはありますか。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

先ほど来議員のほうで、そちらの電子黒板に幾つかの資料を示されておりますけれども、おっしゃるとおり邑楽町は統計的に見まして非常に災害のリスクが極めて低いと、これは事実であろうと思います。また、群馬県全体を見ましても、いわゆる震度4以上の地震に関しては、北関東3県の中でも桁が違う、その小ささであると。

ただ、一方で、これはあくまで統計上の話ですから、リスクはリスクとして対応していかなければならないわけですが、このハザードリスク、いわゆる地震、それからほかにも洪水に対するもの、想定浸水深がどの深さなのか。それから、津波や土砂災害について邑楽町は考える必要がありませんので、2つですね。このハザードリスクについては極めて企業誘致の際に強みであると、これは言っているものだと思っています。

それ以外にも、南から見ますと、利根川を越えただけで極端に地価も安くなる。また、これは建設関係の方から聞いたお話ですが、利根川の南側で工事をするときの、基礎工事のいわゆるくいの長さ、それと利根川の北にある群馬県側でのくいの長さは、場所によっては、たった利根川

1本越えただけで倍くらい違う。つまり、建設コストに跳ね返るわけです。様々なこういった強みというのがございますので、これを今後企業誘致をしていく際にあっては、あるいは定住人口の呼び込みでもそうですけれども、やはり邑楽町の強みとして、しっかりPRをしていく、この必要性はあるのだろうと認識しております。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

私も同感で、強い町、企業というのは、やはりここにいろいろな拠点をつくってもらったり、いろんなものをつくるということは、やはりお金がかかる問題になります。その中で、どうやってやはり担当の方、こちらに移住やいろんなことを考えていただく担当の方、企画をされる方にアピールするということになれば、何か強み、ここに邑楽町にいろいろなものをつくったり、住宅であれば、ここに移住したほうがいいですよとかという、そういうアピールというのはお金がかかりますし、担当者の方も、それなりの内容がないと納得してくれないとは思っております。

やはり邑楽町、そういう面では自然災害に強いということは、すごい立地条件がいいですし、また邑楽町といいますと、交通アクセスもすごくよくて、今映らせていただいていますけれども、北関東自動車道も通っています。東北道自動車道も通っておりまして、大体30分ぐらい車で来れば来られる。肝心の鉄道に関しましても、特急を使えば館林市まで60分、館林駅から8分と駅まではすごく距離としても立地条件がいいです。

また、都心から大体70キロ圏内に、こちらちょっと分かりづらいのですが、上のところの欄に、大体70キロ圏内ですので、いろいろな面から来ても都市に近い。災害が起きたときって首都圏が麻痺しますから、それに対して企業とかも、今回ダイハツで、形は変わりますけれども、不祥事が起きれば全て止まってしまいます。東京で震災が起きれば全て止まってしまいます。ただ、それに対して、すごく莫大な損失が出ますので、そういうときに先ほど言った災害の少ない町であり、邑楽町は東京から近いということで、アピールできると思いますので、橋本町長には、ぜひとも災害に強い町ということで、いろいろなところに企業や自治体、いろいろな東京等とかいろいろありますけれども、そういうところにいろいろアピールしていただいて、いろいろな施設、あと住宅関係でいえば東京から近いですし、今ズーム会議とかもはやっていきますので、そういうところもアピールして、移住者を、若い人たちを増やしていくというのをいろいろやっていただければと思います。

結構アピールしないと、なかなか人って分かりませんし、私も結構県外の方に邑楽町っていうと、なかなか邑楽町ってどこという方が多くて、人にとっては群馬県だと雪降るよねとかって、雪降らないのですけれども、栃木県より下です。栃木県の人に言われたりなんかするときもあるのですけれども、立地条件としては、かなりいいということで、進めていただければよいと思います。

次の質問になるのですけれども、邑楽町、いろんなところから災害に強い町ということになりますと、どんどん物とかが建ってくると、そういう評判というのは、どんどん流れてくると思います。

そうすると、本来震災等が起きたときに、邑楽町に、先ほど言ったように距離も近いですし、交通網も不便がないので、来られると思います。そうすると、かなり避難民の方も増えていって、邑楽町だけでは、なかなか対応ができない。

また、その場合に当たって、どういうものが貢献できるかというものを私考えてみたのですけれども、シンボルタワーと多目的広場、ここの2点ありまして、ここをうまく使いますと、今写真で映らせていただいているのですけれども、シンボルタワーの南側というのは何も障害物もありませんし、高架橋というのは、ヘリコプターとか、そういうパイロットの方とかというのは気にすると言われてしています。そういうものもなく、またおうら中央多目的公園に関しましても広くシンボルタワーから見通しがいいので、俗にいう中型のドクターヘリとか、災害が起きたときに自衛隊が持っているSH-60、CH-60などの中型ヘリコプターや行政のヘリコプターとかというのは着陸可能なのですが、なかなかこういう公共施設というものも維持し、管理していくのは大変だと思います。

そこで、担当課長にお聞きしたいのですが、シンボルタワーと多目的広場の維持費というのは、どれぐらい年間かかっているかというのを教えていただきたいです。まず、シンボルタワーの担当課長のほうからお願いいたします。

○黒田重利議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

シンボルタワーの維持費用につきましては、設計等工事関係委託料、工事請負費を除いた人件費、光熱費、消耗品、備品、保守管理委託料等を合計し、平成30年度から令和4年度の5年間の平均維持費用につきましては789万520円でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

引き続きまして、おうら中央多目的広場の担当をしている課長のほうから年間の維持費について教えていただきたいです。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

おうら中央多目的広場につきまして、平成30年度から令和4年度までの5年間の平均しました年間の維持費用につきましては、芝等の管理や除草作業、管理棟の光熱水費など、それらを合計しまして約187万円でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

今代表的な施設のお話で1,000万円までいってはいないのですけれども、近くまで、年間この2つの設備でもかかっているということで、また体育館とか、いろいろ老朽化している施設もあります。ただ、邑楽町の町民だけではなく、被災時にはいろいろな方を受け入れなくてはならない施設等、今回代表的にシンボルタワーとおうら中央多目的公園を話させていただいたのですけれども、いろいろなところになってくると思います。

邑楽町だけでそれを維持管理していくというのは、なかなか難しいところで、先ほど言った邑楽町は災害に強いという町で、アピールする光の部分というのがありますし、またそういうことが広がってくれば、そういう避難所としての、きちんとした整備確保というのが求められていくと思います。

その中でも、やはり邑楽町だけでこれをやっていくということは難しい問題になりますので、やはり災害のときに受け入れる形になるということもアピールしつつ、いろいろな地域、企業も含め、自治体等いろいろな行政も含めて、そういう施設の維持管理費に関しても広く維持管理費をお願いしていくというのも一つの手かとは思っています。なかなか一方を立てると一方が立たなくなる、どうしても予算の関係が出てきてしまうということですが、やはり何も要するに町としてアピールがないという町ではなくて、この災害に強い町、また東京都、都心に近く、これだけいい環境というのは多分ほかの地域でもないと思います。邑楽町のみが、これだけのいい地域ということで、ぜひともアピールしていただきたいと思います。

町長、この件に関しまして、今話させていただいたのですけれども、いろいろな地域とも協力していくということに関して、ご意見いただきたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 答えいたします。

今現在邑楽町は、議員ご指摘のとおり、例えば災害時の避難の際であるとか、何か有事の際に、利用を前提として、その先に維持管理費の一部をご負担していただいているということはございません。担当のほうにも、そういった事例があるか、少しの間調べてもらいましたけれども、今現在は、そういった事例は見当たらないということでございました。

邑楽町が、ほかの自治体と何らかしらの広域避難に関する協定を結んでいるかと申しますと、1つございまして、具体的に申しますと、茨城県の水戸市、これが原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定ということで、これが平成30年に結ばれております。これは、茨城県を挙げて原子力災害があった際に、県民が的確に避難場所、あらかじめ指定されたところに避難ができる体制を構築するという下に行われたということでございますけれども、これに関しても費用に関しては、今言ったような、あらかじめこの維持管理費の一部を避難先に支払うというような協定に

はなっておりません。

仮に有事、これはあつては本来いけない、ないにこしたことはないわけですが、これは逆に邑楽町の場合にも言えまして、例えば邑楽町町民が地震、あるいは洪水、こういったときに避難を余儀なくされる可能性もあるわけです。そういったときに今度は逆に邑楽町も、ではどこかの自治体の避難場所の維持管理費を予算計上して支払うと。同じ議論になるわけですが、これは今現在においては、まだ少し研究、検討の余地がある課題なのかなと思っています。

しかしながら、議員のおっしゃる趣旨としては、今2つの施設のことが出ましたけれども、合わせますと約1,000万円近い維持管理費がかかっているわけですから、この低減については、どうあるべきかということについては、やはり考えていく必要はあると思っています。そういったことでシンボルトワーについても、それから裏のおうら中央多目的広場についても、原則民間への貸出しを積極的に進めて、その維持管理費の一部を、僅かながらでございますけれども、ご負担をいただいているという現状もございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

確かにいろいろお金のかかること等やっていて、しなければならぬ、お金をつくるということが、まず一番私も大切だと思っています。企業、行政も含めて、いろいろなところに邑楽町をアピールして行って、税収を増やしていく。また、既存の施設に対しても、もうからないとか、使い勝手が悪くて、みんな町民が使わないでいるので、廃止するのではなくて、その中でどうやったら町民の人たちが使う施設になるだろうか、どういうふうによれば、その費用を抑えていけるだろうか。抑えていけなければ、先ほど言った、どこからか収入を得ることを、体育館でもいろいろな町で企業と提携して、企業の名前が出て、そこが施設になっているところとかもございませぬ。なくすとか、そういう方向ではなくて、いかにしてそれを維持し、その予算をどうやって捻出するかのというのが、やっぱり今後の町づくりにとって大切だと思います。

また、予算の中で、福祉、教育、少子化がありますので、少子化対策として給食費やスクールバスの要望とかもありますし、高齢者の方からはデマンド交通を通していただきたいという声も聞きます。予算をいかに上げて、あと予算をいかに効率的に回していくのと、あとは先ほど橋本町長がお話ししたように職員の皆さんの知恵にかかってくると思います。

これは、ちょっと無理だとか、これは駄目だとかというよりも、まず言ってみて、可能性を考え、可能かどうか検討する。私も企業にいまして、最初から否定してしまうと、何も進まないのです。確かに予算とか、いろんなのがありますけれども、その中で予算とかを先に考えるのではなくて、これは社会貢献とか、いろいろするのに、これだけなるだろうと。その後、予算的にどうすればいいかというのを考えて、先ほどいろんな企業とか、お金って、いろんなところから入れる方法は

ありますので、それも壁をつくらず、いろいろ考えてやっていくのはいいのかと思います。

最後になりますが、私、橋本町長は町民に対して夢と希望を与えてくれる町長だと思います。今までやはり日本の30年間、総理とかいらっしゃいましたけれども、企業に関しても、何に関しても、そういうところは全く見えず、この30年間、どんどん、どんどん下がってきました。やはりここは橋本町長に、夢と希望を職員に持っていただき、また橋本町長の馬力でいろいろな企業、団体を説得していただければと思います。

私の一般質問は以上となります。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11時46分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇ 神 山 均 議 員

○黒田重利議長 5番、神山均議員。

〔5番 神山 均議員登壇〕

○5番 神山 均議員 お世話になります。議席番号5番、神山均でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、教育・子育て支援についてお伺いをいたします。令和4年度の文部科学省の調査によりますと、小中学校のいじめ件数や学校に行かない子どもたちがとても増えているというような結果が発表されました。学校に行かない、行けない子どもたちについて考えるときに、本人へのケアという個人に着目をした視点と、教育環境との相性や教育制度など社会の側に視点を置いた考え方など幾つかの視点があるようです。

それでは、まず学校教育課長へ質問をいたします。町には、教育相談室がありますが、設置目的や相談体制などについて、どのようなものでしょうか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

教育相談室は、子育てに悩みを抱える保護者の支援や悩みを抱える子どもたちの心の健康を守ることを目的として町共同福祉施設の1階に設置されております。学校は、いつでも子どもたちや保護者の悩み事に相談に乗れる体制でおりますが、学校とは異なる相談場所を確保することで、多種多様な悩み事、困り事を相談しやすい環境を整えております。教育相談室にいる相談員は1名ですが、教育相談室と併設されております適応指導教室には2名の指導員がおりまして、この3名で連

携しながら子どもたちや保護者の困り事に対応しております。

適応指導教室の指導員2名は、学校に行きにくい児童生徒の支援を役割としております。相談は、電話や来室により、または学校を訪問して対応しております。個人宅への訪問は、いたしておりません。受付時間は祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日の電話が午前9時から午後4時30分、来室が午前9時から午後4時といたしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、来室相談や訪問相談の内容とか、そして相談件数などを具体的にお願いをいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

来室相談では、まず電話予約をしていただき、相談内容の概要の把握及び相談時間の確保に努めております。来室していただくのは、保護者のみでもお子様同伴でも相談者のご希望に対応しております。

訪問相談では、学校からの要請があった場合に学校を訪問して相談に対応します。

令和5年度の4月から11月の相談件数ですが、電話相談が48件、来室相談が16件、訪問相談が17件、合計81件でございました。月別では、6月が最多の15件でございます。前年の同じ時期と比較しますと、電話は22件増加、来室は9件増加、訪問は9件減少、合計では22件の増加となりました。

相談件数は、長期の休業明けに、学校に行きにくい登校渋りを含む不登校に関する相談が増える傾向がございます。そのほかの相談内容では、子どものしつけなど養育に関する事、進路に関する事が上位となります。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 小中学校においては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響が続きまして、感染を予防しながらの生活の中、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性や、そして子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、1人で抱え込んだりする可能性も考慮し、心の小さなSOSの早期発見に努めることなど、きめ細かな対応が求められています。

では、また質問をさせていただきます。昨年「配慮が必要な児童生徒への支援について」と題して、町の教職員研修会が行われましたが、対象者や内容などどのような研修をしましたか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

令和4年度の教職員向けの研修は、夏休みに2回、内容を変えて実施いたしました。お話のありました、「配慮が必要な児童生徒への支援について」と題した研修は、町で採用しております、学校相談員と学校支援員を対象に企画しまして、各学校で特別支援を担当しております、県採用の教職員も参加しました。研修の内容ですが、教育相談室長を講師として、児童生徒にとって必要な配慮のうち主に登校渋りや不登校に着目しました。

現在の教育相談室長は、校長経験者でもあり、学校教育現場での経験が豊富で、群馬県教育研究所連盟の実施する教育相談技術認定の上級を取得しております。その見識を生かし、学校相談員と学校支援員、特別支援担当教職員向けに登校渋りや不登校の児童生徒に対する教育相談の在り方、登校したときの接し方、担任との連携、保護者への対応、保護者との連携などについて研修を行いました。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、幼稚園や保育園等にも学校に行かない子どもたちに類似したケースがありますか。

○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。

〔中繁正浩子ども支援課長登壇〕

○中繁正浩子ども支援課長 お答えをいたします。

学校に行かない子どもたちに類似したケースということですが、児童本人の意思で長期間幼稚園、保育園等に行かないということかと思えます。幼稚園や保育園等の園児がお休みをする場合には、保護者に欠席理由の確認をしておりますが、園児本人の意思による長期間の欠席については、確認をされておられません。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 全国的にも事例の少ない新しい取組でございますが、校内フリースクールというのがあります。学校には行けるけれども、教室には入れない。集団が苦手と感じる生徒のための、そのような学びや交流の居場所として学校の中に校内フリースクール、別名F組というのが開設されています。学年は関係ない、異なる年齢の集まる1つの教室に1人の担任の先生が配置をされるというようなことでございます。愛知県とか福島県、広島県、横浜市などで導入事例が既にあるようです。

それでは、また学校教育課長のほうに質問をさせていただきますが、新年度予算編成の時期でもありますが、今後学校施設等の改修や修繕等についてどのような予定がありますか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

学校につきましては、児童生徒、教職員が1日の大半を過ごす施設でございますので、安全安心を第一に考えた維持管理が必要と認識しております。老朽化した施設などを改修や修繕しつつ、できるだけ長く使用できるよう長寿命化を図りながら維持管理しております。これまで学校のトイレ改修を重点的に行ってまいりました。今後便器の洋式化や床の乾式化が済んでいない小規模なトイレも含めまして、改修工事を進めていければと考えております。

また、非構造部材であります、外壁や内壁の落下防止対策工事をはじめ老朽化した施設や設備の改修、更新なども行いながら、突発的に発生する施設や設備の修繕などにも迅速に対応することで子どもたちの安全を確保し、学びを止めないよう適切な施設維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 参考ですが、ソフト面では12月24日の新聞報道に情報通信技術、ICTを活用した教育実践例の牽引役としてのモデル校となる文部科学省のリーディングDXスクール事業に群馬県では唯一吉岡町が採択をされました。教員のICT活用については、苦手意識を持つケースがあるなど、格差が生じやすいため、この事業により教育手法の充実と学校や教員のスキルの底上げ役を担うなど、自治体や学校、教員を問わず、一定水準のICT教育環境を整えるために重要であるというようなことがございます。

それでは、健康づくり課長のほうに質問をさせていただきます。令和6年度から新型コロナワクチン接種について、厚生労働省は季節性インフルエンザなどと同様に接種を受ける人に原則費用の一部自己負担を求めるとのことですが、自己負担額が高額になるとの情報もあり、子育て支援や低所得者層、重症化リスクの高い方への負担軽減の観点から補助制度などのお考えはありませんか。

○黒田重利議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 お答えいたします。

現在の特例臨時接種である新型コロナワクチン接種は、令和5年度末で終了とされており、令和6年度以降の新型コロナワクチン接種につきましては、11月22日に開催されました、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に季節性インフルエンザと同様の予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、予防接種法に基づく定期予防接種として65歳以上の高齢者とともに、60歳から64歳までについても一定の基礎疾患を有する方を対象に実施する方針となりました。

また、定期接種の対象者以外であっても任意接種として接種の機会を得ることは可能であるとし

ています。定期接種のスケジュールにつきましては、年1回の接種を行うこととし、接種時期は秋、冬としています。用いるワクチンについては、様々な治療手段のワクチンの開発状況等も考慮しつつ、有効性、安全性、費用対効果等を踏まえて検討することとなっております。

そして、先週末にですが、国がこの定期接種において低所得者に関しては接種費用を無料とし、低所得者以外の方の自己負担額については、接種費用7,000円を標準とする方針を示しました。今後定期接種における自己負担額などにつきましては、近隣市町や医師会と調整しながら研究、検討していく考えてございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ぜひさらに拡充等お願いをしたいと思えます。

それでは、総務課長に質問させていただきます。昨日、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。幼稚園や保育園等には、この関係職員が多いと思えますが、この改正の詳細や対象職員の範囲、また時給の職員への賃金改定の予定があれば説明をお願いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えいたします。

人事院勧告等に準拠いたしまして、職員の給与改定が行われることに伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の改定に必要な条例の改正のご審議をいただきまして、可決をいただきました。大変ありがとうございました。

また、その中で会計年度任用職員への勤勉手当、こちらの支給ができるように条例改定をお認めいただいております。給与表の改定につきましては、令和5年4月1日に遡及しまして、人事院勧告等に準拠いたしまして、給料表の改定というものが行われました。令和5年度期末手当、こちらにつきましては、年間0.0月増の2.45か月となりました。また、令和6年度以降はさらに勤勉手当、こちらが年間2.05か月支給できるようにということになりました。こちら対象になる職員でございますけれども、基本的には全ての会計年度任用職員となりますけれども、期末勤勉手当の支給につきましては、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満の者などについては、除かれるということになっております。

また、時給のパートタイム会計年度任用職員についても給料表の改定に伴いまして、支給される額が増額ということになりました。例えばですけれども、保育教諭、幼稚園教諭等になりますけれども、時給が今まで978円というものが1,050円となりました。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。今後とも会計年度任用職員等につきましても、改善を進めていただければというふうに思います。

それでは、次に入ります。職員の採用に当たっては、正規職員が本来であると思いますが、事前の対応としては会計年度任用職員としての採用だというふうに思います。特に幼稚園や保育園などの教諭等の業者委託というのは、極力避けるべきではないかというふうに思います。最初に子ども支援課長のほうから、まずお願いいたします。

○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。

〔中繁正浩子ども支援課長登壇〕

○中繁正浩子ども支援課長 お答えをいたします。

幼稚園や保育園の職員の採用は、正規職員で賄うべきとの議員のご指摘でございますが、全ての職員について、正規職員を配置することは現実的ではないことから、会計年度任用職員を配置しているものでございます。

近年では、保育の需要が高まり、需要と供給の均衡が崩れていることから、人材が不足する状況になり、やむなく職員の派遣をお願いしているところでございます。職員の派遣委託は、極力避けるべきとのご意見でございますが、ほかの職員に負けず劣らずよく働いていただいている派遣職員もおります。そのような職員には、ぜひ会計年度任用職員として勤務していただければありがたいところではあります。派遣職員だから避けるのではなく、よいところは取り入れながら、今後も職員の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、総務課長のほうに質問しますが、役場全体としては、どうお考えになりますか。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

職員の採用というものは、行う場合については、年齢構成を平準化させること、また行政的な需要ですとか、職員の年齢構成等の状況を十分に踏まえた上で、毎年新規採用者の検討をするということが必要不可欠であろうというふうに思っています。また、一定の公共サービスの水準というのを確保するために必要な人員というのは、原則ですけれども、正規職員として配置をしたいというふうに考えております。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 実際は、なかなか採用側の理由というものもあると思うのですけれども、働き

やすい環境だとか、待遇改善というのを進めていただいて、人材確保に努めてほしいというふうに思います。

また、別件でございますが、ここでは教育・子育て支援の項目なので、そこの項目の最後という形で、別件ですが、県立高校で活用している1人1台のパソコンについて、県教育委員会は令和6年度入学の1年生から従来のように学校が一律貸与するのではなく、個人所有の機種を持ち込む形に移行するというふうな新聞報道がありました。

そういう面では、家計への経済的負担というのが、そういうものが課題ですが、県では所得が一定基準を下回る世帯の購入支援というのを検討中とのことです。県で負担し切れない額というのを一部をできれば邑楽町でも支援することができないかということも検討してほしいなというふうに思います。要望です。

それでは、総務・財政について、総務課長のほうに質問をさせていただきます。人材育成に伴う職員研修についてお伺いをいたします。入職してから定年前まで計画的、継続的な研修は必須であります。

また、職員はこの役場庁舎内だけの勤務経験ではなく、公民館や給食センター等での勤務、あるいは県や他市町への派遣、民間企業での一定期間の研修など、幅広い研修制度があってもいいのではないのでしょうか。さらに、市町村職員中央研修所、通称市町村アカデミーでの必要な専門的知識の習得や実務遂行能力の向上のための受講など、これまで以上に人材育成への投資をしてはいいかがですか。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 これまで職場外の研修、職員の能力、資質の向上を図るためということでございますけれども、県への派遣研修というのも行ってきております。現在は、後期高齢者医療広域連合、こちらへ職員のほうを派遣しているということでございます。

職場内の研修ということになりますと、本年度、まず1つといたしまして、新規採用者の研修というものを行っております。こちら町長の講話や、また接遇、文書事務、公務員制度等の研修を行っているところでございます。

また、別の研修といたしまして、メンタルヘルスの研修、これはラインケアといいますけれども、こちらの研修を、こちら外部講師を招きまして、主に係長以上の職員を対象といたしまして、年明けに研修を行う予定でございます。

また、先ほど議員から発言ございましたけれども、市町村職員中央研修所での必要な専門知識、こちらの習得、実務実行能力の向上のための研修の受講というのも行われております。こちら期間が長い、10日を超えるものというのもありますし、3日間程度のものもあるようです。

それから、4月に採用され、入職2年目の職員に対して、議会の皆様にお世話になりまして、9

月議会、こちらの初日に議会の傍聴ということで研修も行わせていただいております。

また、県の市町村研修、職員研修におきましては、この新規採用より、もとよりその中、時々に応じまして、いろいろな研修プログラムというものが用意されているところでございます。係長や課長に昇格いたしますと、新任の係長や課長の研修といったものがございます。こちら基本的には全職員が受講するというようになっております。

それから、県の自治研修センターによる選択制の研修というものもございます。最近では、こちらウェブの研修というのを取り入れられておりますけれども、政策研修や法制執務研修、そういった直接職務に関わるような研修というのが行われているところでございます。

また、職員自身のスキルアップを図るための研修というの、こちらでは開催しているところでございます。こちら職員を総務課のほうで指名するのではなく、広く職員に呼びかけて、意識のある希望者に受講をしていただいているというところでございます。

また、今年は、AEDを設置しておりますけれども、職員全員に救急講座というのを実施をしたところでございます。

それから、広域における連携研修というのもございます。館林市を中心にいたしまして、1市5町で中堅職員を対象といたしました、政策形成研修というのも行われているところでございます。今後もこれらの研修につきましては、継続して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

新町長も、これらの人材育成、意識改革等々お話をされておりましたので、そういう面では今後さらにこれらについては取り組んでいただけるかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の社会福祉についてでございます。福祉介護課長にお伺いをいたします。役場は、年末年始が閉庁となり、宿日直者の対応となりますが、この間役場に日々の生活に困窮している方など相談に訪れることもあるかもしれません。

地区の役員も緊急的に役場担当者に相談したいことも予想されます。緊急的な事柄であるなら、休み明けに対応するのではなく、まずは会って話を聞くことも大切だというふうに思います。このようなことに即対応するために、ぜひ事前に職員の連絡体制の確認や必要な準備をお願いしたいと思います。

また、食糧支援についてはどのように対応しますか。それらについて課長にお伺いをいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

まず、宿日直と職員との連絡体制につきましては、年末年始に限らず、ふだんから、何かありましたら、休日でも福祉介護課の職員へ連絡してもらうような体制を取っております。課内でも常時相談を受け付ける体制を整えております。

また、年末年始の緊急的な食糧支援につきましては、役場の備蓄品や社会福祉協議会からのお米を提供する予定でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

今後とも社会福祉協議会と連携しながら対応お願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間がまだ余ってしまいましたが、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時35分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時50分 再開〕

○黒田重利議長 塩井早苗議員から早退の報告がありましたので、報告します。

◇ 松 村 潤 議 員

○黒田重利議長 14番、松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 皆様、こんにちは。議席番号14番、松村潤です。

初めに、橋本町長におかれましては、第9代呂楽町長へのご就任、誠におめでとうございます。これからも共に町民から選ばれた町長と議会という二元代表制の当事者として、切磋琢磨しながら町民の皆様の幸せと呂楽町発展のために全力で共に取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴席にお越しの皆様には、お忙しい中、議場に足を運んでいただき、本当にありがとうございます。そして、ネットで御覧になっていただいている皆様にも感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、質問いたします。大きい1として、認知症対策について質問いたします。認知症対策については、以前にも一般質問で取り上げておりますが、それを踏まえて、お尋ねいたします。

(1)として、認知症になっても安心して暮らせる地域についてですが、第8期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の重点施策として、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生を目指す取組を推進していくと掲げられています。町は、数多くの支援事業を実施しておりますが、その事業一つ一つが邑楽町の認知症の方や支えている家族の方に対する支援として最大限の効果を生み出しているかどうか重要です。

そこで、認知症施策を推進する取組の中で見えてきた主な課題についてお伺いいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

まず、認知症は早期発見により、その進行を遅らせることができます。そのためには、自身や周囲の人が認知症ではないかと不安になった際、すぐに相談できる体制づくりが重要であります。しかし、今年1月に要介護の認定を受けていない高齢者の方に行ったアンケートでは、認知症に関する相談窓口を知っているかの質問に対して、知っていると答えた方は全体の約2割であり、あまり認知されていないことが分かりました。今後も引き続き、認知症疾患医療センターとして群馬県の指定を受けている、つつじメンタルホスピタル等の医療機関相談窓口や町包括支援センターの総合相談窓口を周知していく必要があることが分かりました。

次に、認知症高齢者で家族等の支援が見込めないときには、成年後見制度を利用して生活支援を行う場合があります。今後高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用者数の増加が見込まれますが、後見人等を引き受けられる人材や法人の数に限りがあり、またその育成には大変な労力が必要で、他の自治体の状況を見ますと、なり手もごく僅かであり、町単独で実施することには難しいのが現状でございます。

最後に、本人と家族が気軽に集まれる場所が減ってしまったということです。令和2年度まで町内に2か所の認知症カフェ、オレンジカフェを設置しておりましたが、コロナ禍により活動場所だった介護事業所が利用できなくなってしまったため、規模を縮小し、現在は中央公民館1か所のみで開催しております。当事者同士で語り合える機会は必要であり、今後集いの場所を増やしていきたいと考えております。

以上が現状の課題でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 見えてきた課題として、3点ばかり答弁がありましたけれども、やはり1つには認知症に関する相談窓口が周知されていないことがあります。それから、2つ目には成年後見制度の後見人等の人材が少ないと、このような話がありました。3つ目は、気軽に集まれる場所が減ってきてしまったと、こんなところが主な課題かなというふうな答弁がありましたけれども、ここで資料を提供したいと思います。これから今送ります。

資料が届いたと思うのですけれども、この表は高齢者人口の推計ですけれども、2021年、令和3年までは前期高齢者を、四角のほう、ちょっとお聞きしますけれども、最初のやつ令和3年に52.8%と書いてありますけれども、それがこの四角が白とといいますか、それが前期高齢者です。それから、下の47.2%というのが黒く塗られていますけれども、それが後期高齢者ということです。こう見ていきますと、令和3年までは前期高齢者、いわゆる65歳から74歳が後期高齢者を上回っていますが、令和4年度にはほぼ同じ位置になって、以降は後期高齢者、75歳以上の割合が右肩上がりが増えていくというのが見込まれます。令和7年の、2025年ですけれども、高齢者数は8,500人に上がっています。高齢者率は約35%と推定されております。この年は、我々団塊の世代ですけれども、75歳以上になります。本町でも後期高齢者人口のピークが予想されております。

そこで、呂楽町での現在の認知症高齢者数と今後の推移についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

ただいま資料を配信いたします。黒板のほうにも映します。こちらのグラフは、令和4年度の実績値から高齢者数の伸び率を乗じて推計したものでございます。介護認定調査の医師の意見書において、日常生活自立度2以上の高齢者というのが認知症の一つの目安になっております。日常生活自立度2とは、グラフの下にも書いてございますが、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意すれば自立できる状態のことをいいます。

今後の推移につきましては、グラフを見ますと、令和6年度までは微減でございしますが、令和7年度以降は増加することが推測されます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 令和7年度から認知症高齢者の方が増加する傾向にあることがよく分かりました。このグラフから見えてきたことは、早期発見、早期支援が何よりも大切であるということだと思います。

認知症の方が令和7年、2025年ですけれども、約700万人に増加すると言われてはいますが、60歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。認知症の社会的費用というのは、莫大であります。推計ですけれども、令和7年度、2025年には19兆円とも推計されております。そして、認知症患者を抱える家族の負担も大きなものがあります。

本町では、認知症の人が、その家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置して早期診断、早期対応に向けて支援を行っておりますが、ではこの認知症初期集中支援チームの利用状況、それから実績はどうなっているか、お尋ねいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

平成29年度に1件、半年ほど支援を行いました。その際は、最終的に認知症ではなく、MCIと
いいまして、軽度認知障害との診断となったため、介護サービスにはつながりませんでした。その
後は、地域包括支援センターに相談はあるものの、本人や家族の同意が得られなかったり、介護サ
ービスや障害福祉サービスを利用するなどして要件に該当しなくなったため、チームとして支援を
行ったというケースはございませんでした。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ただいまの答弁では、チームとして支援を行ったケースはないということで、
安心いたしました。

それから、町の事業計画の中に、繰り返しになりますけれども、認知症になっても住み慣れた地
域で自分らしく暮らし続ける共生を目指す取組の推進とあります。認知症対策の柱の一つに認知症
カフェ、オレンジカフェがあります。本町でも認知症カフェが令和2年度に2か所開設されてお
りますが、これまでの開催回数や実際に認知症の患者やその家族の方がどれくらい参加しているのか、
開催状況をお尋ねいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

過去3年間の状況を申し上げますと、コロナ禍のため、令和2年度は不開催でございました。ま
た、令和3年12月から2か所あったオレンジカフェをミックスサロンとして合同で1回開催し、23人
参加、うち本人、家族は8人で行いました。令和4年度もミックスサロンとして3回開催いたし
ました。延べ90人が参加し、うち本人、家族は63人で行いました。令和5年度は、コロナが5類
に移行したため、サロンの開催回数を全6回とし、現在5回開催しております。延べ123人が参加
し、うち本人、家族は71人で行いました。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 開催の回数を重ねるごとに参加者が増えているということではありますが、気
楽に行ける雰囲気というものが大事なかなと思っております。

令和5年度現在の計画では、町内5か所で開催されているということですが、今後認知症カフェ
の設置を増やしていく計画なり、予定があるのか、お尋ねいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

認知症カフェの運営には、その担い手として認知症サポーター等地域のボランティアの力が必要ですが、コロナ禍により開催場所だった介護事業所が受け入れできなくなったり、活動が縮小されたため、現在1か所のみでの開催となっております。

現状の利用者数を見ると、1か所のみでの対応をすることは可能ではございますが、来年度は回数を増やし、将来的には2か所以上で開催できるようオレンジカフェの担い手として活動ができる認知症サポーターや介護予防サポーターの養成及び受入れ施設の拡大を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。邑楽町全体で認知症カフェが広まり、認知症患者を持つご家族の方の支えになればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの答弁の中で認知症サポーターの養成とありましたが、次に(2)として認知症サポーターの取組についてお尋ねいたします。認知症になっても安心して暮らせる町を目指し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症サポーター養成講座を本町では積極的に開催されております。現在までの本町の認知症サポーターの養成状況について、お伺いいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

認知症サポーターの養成状況でございますが、過去3年間では令和3年度一般52人、中学生73人、令和4年度一般35人、中学生71人、令和5年度一般20人、中学生79人、これまでの累計人数、平成19年からでございますが、1,496名でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 認知症サポーターの養成状況ですが、答弁では現在までに1,496人ということですが、そこで高齢者に占めるサポートの割合についてですが、国は新オレンジプランで国民の1割が認知症サポーターになるよう数値目標を掲げておりますが、本町では1人のサポーターに何人の高齢者がいるのか、その割合についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

1人のサポーターに何人の高齢者がいるかにつきましては、令和5年10月の数で申し上げますと、

65歳以上の人口8,438人に対し、サポーター数の累計は1,496人でございますので、転出等で既に町民でない者も若干含まれておりますが、単純な割合ではサポーター1人につき約6人の高齢者がいることとなります。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ただいまの答弁では、1人のサポーターに6人の高齢者がいるということがありますけれども、それでは認知症サポーター養成講座を受講した後の活動についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

認知症カフェや地域のサロンのスタッフとして活躍するほか、町の一般介護予防事業のサポートをしていただいたりしております。

また、サポーター向けのステップアップ講座やフォローアップ研修等、そちらを開催しまして、自身のスキルアップも図っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 認知症カフェのスタッフとして活躍していると。さらに、ステップアップ講座を受ける、スキルアップも図っているということで、必ずこの行動と申しますか、習得したものは日常生活の中で生かされていると思っておりますが、子どもたちのことですが、本町は将来を見据えて平成30年から小中学校で認知症サポーター養成講座が取り入れられております。大変素晴らしいことだと思っております。認知症の理解への裾野を広げていると考えますが、教育現場における養成講座はどのように行われているか、お尋ねいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

毎年4月の校長会で各学校長に認知症サポーター養成講座のチラシを配布し、募集を行っております。本年度は、邑楽南中学校から申込みがありまして、2年生79名を対象に養成講座を実施いたしました。

講座の内容でございますが、認知症を理解し、助け合える社会を実現するために、日本における認知症の現状や具体的な症状、また認知症を題材とした紙芝居を上演し、周りの人のフォローの大切さや早期治療の重要性、家族の気持ち等を学んでもらっております。自分たちでできることを考えるということを毎回のテーマとしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 認知症への正しい理解や優しい地域づくりのために自分たちでできることを考えていくことをテーマにしているということですがけれども、そして受講された中学生の反応はどんな意見というか、思いがあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

自分も自分の家族も認知症になるかもしれないという気づきや認知症患者本人の不安をあおるような行動は慎みたい、少しでも認知症を遅らせるようなトレーニングなどを自分のおじいちゃんやおばあちゃんに勧めたいなど、他人事ではなく、自分事として捉えてくれる感想がございました。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 大変素晴らしいことです。他人事ではなくて自分のことと捉えていると、子どもが変われば親も変わりますので、ぜひこれからもサポーター養成講座を取り入れていただいで進めていただければと、お願いいたします。

次に、(3)として徘徊対策としての賠償支援についてお尋ねいたします。警察庁の調査によりますと、認知症で行方不明になった人の数は2022年には全国で延べ1万8,709人に増えたということであり、統計を取り始めた2012年から10年ほどでほぼ2倍に増えているそうです。行方不明中に亡くなった人は491人が確認されています。行方不明になることは、本人ばかりでなく、家族の心労、負担に大変大きなものがあり、そのためにも、その行方不明者をできるだけ早く見つけることが大切です。

そこで、本町における行方不明となった高齢者数は何件ぐらいあったのか。個人情報等のこともありますので、差し支えない程度で教えていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

町内放送を行った行方不明高齢者の数で申し上げますと、今年度は2件ございました。そのほかに警察に届出をした人は、警察からメールが届くようになっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今年度は2件ということで、本当に少なくてよかったなと思っております。

しかし、一番心配なことは、認知症の方が日常生活を送る中で事故を起こしてしまうことがあるということであります。事故を起こした際は、本人や家族が多額の損害賠償を請求されるケースが起きています。ご記憶にあるかと思いますが、2007年に愛知県大府市において認知症の高齢者、男性が線路内に立ち入り、電車にはねられ死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。この事故で鉄道事業者は、振替移送費など約720万円の損害賠償を遺族に請求をされましたが、2016年の最高裁では、このケースでは、遺族に賠償責任はないといたしました。一方で、認知症家族が事故を起こした際は、家族に損害賠償責任が問われる可能性があるということを広く知らされるようになったということであります。

このような認知症の方の事故で発生する損害賠償責任の負担を自治体が支援する取組として神奈川県大和市が2017年11月、全国で初めて最大3億円を補償する仕組みをスタートさせました。その後、令和2年7月時点では60自治体が認知症の人の事故を補償する民間保険への加入の支援を行っております。隣県の栃木県小山市でも事業の運用を始めております。邑楽町としても、損害賠償保険の導入をすべきと考えますが、ご見解をお聞きいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、自治体で認知症の方の事故を補償する民間保険への加入支援を行っているところはございます。近くでは、おっしゃるとおり栃木県の小山市でございます。認知症に伴うトラブルが発生した場合でも、認知症高齢者本人やご家族が安心して暮らしていけるよう町といたしましても、今後調査研究をしてまいりたいと思います。情報を提供いただき、ありがとうございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 損害賠償の導入については、今後調査研究をするということですので、町長にお聞きしますが、本町では高齢者や認知症の方の命を守るために、いろんな様々な施策を実施しておりますけれども、この家族や地域の見守りだけでは防ぐことのできない不測の事態も起こり得ます。その不測の事態に備えて、認知症患者やその家族に寄り添うことは、住民福祉の向上にかなうものであります。実施していく意義のある施策と考えておりますが、今日は傍聴されている多くの皆さんは、新しい町長のご答弁に注目しておりますので、明快なご答弁をよろしく願います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えをいたします。

議員が、この質問で認知症における様々な課題、これについて深い見識をお持ちであり、またそ
のご家族の方々をはじめ、そこにご苦労されている人たちに寄り添おうというお気持ちが大変伝わ
ってまいりました。

私も祖母を生前中介護をしていた経験がございますけれども、幸いにして認知症ということであ
りませんでした。やはり私の近所でも介護と認知症、この両方をご家族で見るということに関し
ては、やはり大変なご苦労がある。要するにいつきも気が休まらない、そういったことがあると
いうことは、お話としてお聞きをしておりました。

そういった中で、今損害賠償保険の加入という具体的な提示があったわけがございますけれども、
担当課長が申したとおり、現在その導入事例については、全国約1,800の自治体の中で60というこ
とで、まだまだこれについては調査研究が必要な段階なのかなという認識ではございます。しかし
ながら、やはりそういった認知症患者を抱える中で、経済的な支援が必要だということであれば、
やはり検討は十二分にしていかなければならないというふうに考えています。

どうしても公金、税を扱う行政でございますから、様々な観点から、その支出については公平性
の担保、例えば様々な疾病がございます。そういった中で、同様のリスクを抱える案件というのは
ございますでしょうから、そういったものも比較検討の上、この導入については様々な観点から論
じなければいけないというふうに考えております。

しかしながら、今現在でも、この認知症に対する対応、担当課長のほうが答弁で申し上げており
ますけれども、認知症カフェ、いわゆるオレンジカフェの開催については、今後もコロナが5類に
以降になって少し落ち着いてきましたので、やはり開催回数、場所については拡大の必要性がある、
このような認識は私も一緒でございます。

それから、サポーターについても、小中学生への講座も、学校現場のご理解も得ながら、もっと
拡大をすべきであるし、全庁的にやはり全ての人に優しい呂楽町ということで、これに関する理解
を深めていくべきなのだろうと思っております。

そうした中で、実は福祉介護課の窓口になりますけれども、現在認知症ライブラリーというもの
を設置しております。認知症に関する書籍、DVDの貸出しも行っております。

また、今年度につきましては、9月でございますけれども、いわゆる認知症月間、ここにおきま
して役場内で認知症に関する展示を行って啓発をしてきたところでございました。来年度についま
しては、隣の中央公民館の隣の森ホールで、この認知症に関する講演を行っていく予定もございま
す。

今後も町民に向けて、この認知症に対する啓蒙啓発を行っていきながら、総合計画の中では高齢
者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けていけるような、そういった環境整備が町の責務
とうたっておりますので、今後もこの問題に関しては調査研究を続けて、まさに総合計画の実現に
向けて、議員の皆様とともに努力をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 町長には、明快な答弁、誠にありがとうございました。御礼申し上げます。

次に、大きい2として、有機農業の推進と学校給食への活用についてお尋ねいたします。ここで資料提示したいと思います。町の農業人口について、ちょっと発信をしていきたいと思います。これは、2010年から2020年までの資料、グラフですけれども、先日の新聞報道ですけれども、農林水産省の2020年の調査では、邑楽町内の農家数は618軒です。それで、販売農家数が379軒です。5年前の調査から比べますと、農家数は155軒減少、それから販売農家数も129軒マイナスとなっております。縮小傾向が続いているわけです。歯止めをかける対応が求められているという新聞報道もありました。このようにグラフを見て分かるように、町の農業人口が減っていく中で、新しい視点に立った持続可能な農業の推進について考えるときが来ているのではないかと、このように思っております。

農林水産省では、農業の生産力向上と持続性の両立を目指す、みどりの食料システム戦略を策定いたしました。令和3年5月に策定した、みどりの食料システム戦略では、2050年までの目標として化学農薬使用料を50%削減、化学肥料の使用料30%削減、そして耕作面積に占める有機農業に取り組む面積を現在の0.5から25%、100万ヘクタールまでの拡大を目指すとしております。

そこで、みどりの食料システム戦略について、町はどのように受け止めているか、お尋ねいたします。

○黒田重利議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

邑楽町では、認定農業者等への農地の集積化は進んでおりますが、生産者の減少や高齢化等により、生産基盤の脆弱化は否めないところでございます。今後持続可能な農業を考える上で有機農業は一つの方向性と考えております。

また、目標については、特に有機農業の目標面積を100万ヘクタールにすることにつきましては非常に高い目標と考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 有機農業は、一つの方向性だと考えていると答弁いただきました。その方向性を有機農業を進めていくには、行政がリーダーシップを取っていく以外にない。行政がリードして一步を踏み出すときが来ているのではないかと私は思っております。

11月7日、8日の2日間、自治体主導で有機農業を推進している先進地の一つとして、大分県臼杵市に視察研修に行ってきました。臼杵市は、2005年に合併して、そのときから有機農業に取り組

んでおります。そして、2010年にうすき夢堆肥という草や小枝など、そういうものを8割、それと豚ふんを2割として臼杵市土づくりセンターで堆肥を作り、うすき夢堆肥として住民に売り出し、有機農業を広めてきました。生産者が安心して有機農業に取り組むことができるように、行政が関わりながら進められていることを学んできました。行政が熱い思いで、有機農業の盛んなところにして行政側の努力から始まったのではないかと。そして、行政と町民が一体となって初めてできるものと思っております。

まず、行政がリードしながら有機農業を推進していくという姿勢を見せてほしいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いたします。

○黒田重利議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

有機農業については、環境への負荷が少ない農法でございます。有機農法、自然農法等を実際に取り組むのは、農業者自身の方になります。生計が立てられなければ、有機農業は続けていきません。

現在有機農法や自然農法に取り組んでいる方から、問題点や困っている点、またそれをどのように解決したかなど、意見交換をしながら、少しずつでも前へ進めていきたいと考えております。そういう点においては、行政のリードは必要であると考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 そうですね。やっぱり行政のリードがあって、初めて有機農業は前に進むことができると思います。

先ほども触れましたけれども、全国で有機農業を行う農家数は1万2,000戸ということで、総農家数の0.5%となっております。一方で、有機農業を行っている農業者の平均年齢は60歳未満の方が約半数を占めているということです。新規就農希望者の3割が有機農業での就農を希望していることでもあります。これは、新しい動きとしてあるのではないかと考えております。

有機農家は、基本的に自然との調和を大切に、化学肥料や農薬に頼らず、丁寧な土づくりをすることで、そこに生息する多様な生き物と共生しながら行う農業ですので、多くの人たちが有機農業は大事であると、このように思っていると思います。

国も有機農業を推奨しているわけですがけれども、メリットばかりではなく、有機農業のデメリットといいますか、問題点もあるのかなと考えていますけれども、有機農業の問題点、どういうところにあるか、お聞きいたします。

○黒田重利議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

1 といったしまして、病虫害や雑草の防除が大変な点でございます。病虫害や雑草を取り除くために化学農薬は使用できず、自然由来の農薬に限られ、手作業等での防除、除草をせざるを得ない点。

2 といったしまして、作業時間の増加でございます。化学肥料、農薬を使わないため、その分コストが下がったとしても、代わりに作業時間が増えてしまう点でございます。

3 といったしまして、量や品質が不安定な点でございます。形やふぞろい、収量が安定しないことでございます。

4 といったしまして、販売先の確保。一般的には、少量多品種生産の方が多いため、売り先が個人店や直売所、インターネット販売が主流であり、販売労力がかかる点です。

それと、5番といったしまして、有機JAS認証に費用がかかる点などが挙げられます。以上のようなことから、取り組む方が少ないと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 デメリットについて5点挙げていただきましたけれども、そのデメリットを上回る有機農業のメリットですが、それは有機栽培というのは、化学肥料や農薬を使用しない分、慣行栽培の農作物より安心して食べられるということが大変大きな魅力であります。

先日、食を通じての交流や地域の学びの拠点として、地域住民が運営管理する、よりきどコミュニティ農園に行ってきました。上毛新聞でもタウンページでも紹介されましたが、この農園は町の環境整備課の協力で、町内の家庭から出るごみを堆肥として活用し、子ども食堂への食材となる野菜を有機栽培で作っていました。子どもたちの農業体験の場にもなっています。地域住民が食や環境に関して学べるほか、出会いと交流の場になっています。

あるご婦人の体験を聞きました。その方は、子どもがアトピーで苦しんでいた。どこの医者へ行っても、薬をもらってもなかなか治らなかった。しかしながら、有機栽培で作った野菜、作物を食べるようになったらアトピーが治ったと、このような体験を聞くことができました。有機農産物で病気が治り、それは同時に健康になる。健康になることによって医療費の削減ができるということにもつながっていきます。有機農業は、病気が治り、医療費が減り、そして地域に経済効果が生まれます。こんなよいことはありません。医療費の削減につながる有機農業をどう考えているか、もう一度伺います。

○黒田重利議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、有機農業は化学肥料、化学農薬を使用しない分、土壌環境や生態系を守ることにつながり、環境への負荷が少なく、それで取り入れた農作物は人間の体によい食物であ

ると一般的に言われております。

医療費の削減効果については、ちょっと具体的な数字を持ち合わせておりませんが、アトピーが治ったという点においては、そのお子さんに合っていたのではないかと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 次に、オーガニック給食についてお尋ねいたします。

オーガニック給食については、同僚議員の塩井議員のほうから6月議会で質問がありました。重なるところもあるかと思いますが、しっかり答弁をお願いしたいと思います。持続可能な社会の実現のためには、有機農業の拡大、必要不可欠だとあります。

このオーガニック作物の生産量が増えない要因は、先ほども課長の答弁にありましたが、慣行農業のものよりも除草など、作業が大変で、生産コストの増大によって単価が高くなっております。そのために一般的に市場に流通しにくいと言われております。その課題となっているのが、販売網の開拓、それから拡大であります。有機農産物を給食として提供することで、つまり自治体がいちいち取って子どもたちに提供するということで、食の安全安心の向上と農業経営の安定性が担保できるようになります。今全国各地でオーガニック給食を導入されたり、現在検討されているところもあります。

そこで、オーガニック給食についてどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えします。

近頃では、栄養価や味のほかに学校給食に関する観点として、子どものアレルギー増加、食品ロス、食の安全など増えてまいりました。有機農産物の学校給食への導入という話題も有機農業に関心を示す自治体、農業関係団体、流通団体、食の安全への高い関心を持つ生協、住民等の団体など、幅広い分野からの参加で動き始めていると認識しております。

農林水産省作成のオーガニックビレッジの仕組み図には、3本柱に生産と消費と加工・流通が据えられており、消費の仕組みの一番初めに学校給食での利用、2番目にマルシェなど域内流通での地産地消、3番目に地域外都市との提携が挙げられております。

学校給食での利用が鍵であると位置づけられている理由は、確実な買手の確保にあるようです。生産者が有機農業に興味を持ったとしても、確実な買手が確保できなければ有機栽培に踏み切れません。

そこで、学校給食にその役割を求めているようです。学校給食で消費できる範囲内という制限はありますが、自治体が農産物の買手となるなら、有機農業に興味を持つ生産者が売り先を心配することなく有機栽培を始められるという考えのようです。

自治体により状況はまちまちでございますが、町や周辺地域の単位で生産、消費、加工・流通などの課題がクリアされ、町として有機農産物を学校給食へ導入できる状況になるのであれば、子どもたちの成長にとってはよいことであると考えます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 生産、消費、それから加工・流通などの課題がクリアされれば、学校給食へ導入できるのではないかと、このような答弁をいただきました。

そこで、教育長にお伺いいたしますけれども、令和5年6月に全国オーガニック給食協議会が設置され、急速に給食有機化の関心が高まってきております。今子どもの食物アレルギーやアトピー、発達障害などが急増しておりますが、その原因の一つとして殺虫剤であるネオニコチノイド系農薬や有機リン酸系の農薬、除草剤として利用されているグリホサートなどの残留農薬の影響が指摘されております。我が子の健康を守るために家庭で食べる食事の食材に気を遣っている方が増えてきているそうです。食材に気を遣っている保護者からの声として、学校給食でも同様の食材の提供をしてほしいとの声も聞かれています。

邑楽町では、有機農業をされている方は数人と伺っていますが、有機食材を作ってくださっている農家を増やさなければ、大量で、しかも安定供給が必要な学校給食には対応できません。農家の皆さんにとって、子どもたちのためということになれば、生産意欲も湧いてくるのではないのでしょうか。国のほうから学校給食における地場産物の活用を増やしている方針が示されております。地域内で生産し、消費するということは、地産地消、地場産給食という学校給食の理念にもかなうものであります。子どもたちの心身の健康のために、有機野菜や有機米を学校給食に取り入れることができないか、その点について教育長の見解をお伺いいたします。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

大分県臼杵市、千葉県いすみ市などの事例を見ますと、有機農業が広まっていったきっかけは、地域の実情によりまちまちのようです。

学校教育課長の答弁にありました、生産、消費、加工・流通に関する町や地域の単位での課題クリアに加え、学校給食センターの給食を提供する上での事情も考慮する必要があると考えます。ご存じのように、邑楽町の学校給食センターにおきましては、1日当たり2,000食作っております。効率よく調理を進める必要があり、大きさや形状がそろっている食材を大量に調達できることが求められます。有機農産物の場合、食材の価格は慣行栽培のものより割高となることが予想されますので、財政面で町のほうでオーケーを出さなければ、とても無理なことかと思えます。

オーガニック給食の導入につきましては、子どもたちにとって大変よいことではございますが、

町の財政面や給食を安全かつ安定的に提供する必要がある点も含めまして、町や周辺地域の単位で課題をクリアする必要があると考えられます。

なお、邑楽町は自給的な農家が239軒ありますけれども、この農家につきましては、ほとんど販売はしておりませんので、恐らくお家で食べるもの、それから近所に配るもの、我が家でもやっておりますが、これはほとんど農薬を使わなかったり、必死に草むしりをして育てております。半分有機野菜かなというふうに思いますけれども、そういった野菜は孫や子どもたちに与えて、どうにかいいものを食わせようと思って必死に頑張っている農家が、この239軒なのかなというふうにも思っておりますので、こういう人たちが寄り添って有機野菜等を作ろうというふうになってくれれば、邑楽町もそういった面でいい方向へいくのではないかなというふうに考えます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 時間が足りなくなりました。

最後に、町長に1分で、今この学校給食についてお答え願えればありがたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 まず、食と学校給食に高い関心をお持ちの議員に改めて敬意を表したいと思います。

例えば食料自給率100%を目指す、こういう高い目標がなければ、この向上を図ることはできません。同様に学校給食へのオーガニック食材の導入は、様々な問題はありますけれども、目標を高く置かなければ何もできない、このような認識です。

そのために、いきなりゴールにたどり着くことはできませんので、私のほうとすれば、数名の生産者がおるということですから、まずはこの人たちを結びつけるための協議会の設立等が必要であろうと思っています。

その中で意見交換、情報交換、この方たちが求めることは何なのか。例えばそこで国の交付金の案内が必要であれば、すべきであろうと思っています。さらに、商工業に関しては、企業情報交換会はありますけれども、同様に農業情報交換会等も開催しながら、様々な先進事例のご紹介、そして賛同者を増やす、こういった努力が、まずは必要だと思っています。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 時間が来ましたので、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時51分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時05分 再開〕

◇ 三ツ村 由 紀 議 員

○黒田重利議長 2番、三ツ村由紀議員。

〔2番 三ツ村由紀議員登壇〕

○2番 三ツ村由紀議員 皆様、こんにちは。議席番号2番、三ツ村由紀です。通告に従いまして、一般質問いたします。

私は、6月の定例会の際にも申し上げましたが、英語教育に関わる仕事もしておりますので、通告は町の小中学校に対する英語教育の発展についてです。前回の一般質問の最後に、小中学校の英語の授業を見学したいと申し上げました。そこで、松崎学校教育課長にご協力いただき、去る10月30日の月曜日に邑楽南中学校の2年生のALTとの授業、3年生の英語の授業を見学させていただきました。また、その後は長柄小学校に移動し、6年生の同じくALTとの授業を見学いたしました。ALTとは、アシスタントランゲージティーチャーの頭文字を取ったもので、日本語では外国語指導助手と訳します。そこで感じたこと、気づいたことなどがありましたので、質問させていただきます。

邑楽町の教育は、先進的な取組が数多く見られ、着実にその成果を上げていると思われま。令和2年、2020年度には新学習指導要領が完全実施され、小学校5、6年生の英語活動が教科に変わり、併せて3、4年生に英語活動が導入されました。このような教育課程の編成の中、まずは町の小中学校におけるALTの活用について質問いたします。

日本の将来にとってグローバル化が進む中、国際共通語である英語力の向上は極めて重要であると考えます。文部科学省が実施した令和4年度英語教育実施状況調査によると、全国で2万人を超えるALTなどが活用されております。

そこで、英語教育におけるALTの活用の効果、現状についてお聞かせください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

三ツ村議員のご説明のとおり、現在小学校では3年生以上の学年で英語に取り組んでおります。1、2年生につきましては、取り組まないことも可能ですが、町ではALTと触れ合いながら英語に慣れる時間を設けております。

小中学校では、ALTを活用することで、授業時間を通して必要な場面で単語や文章をネイティブスピーカーの発音により聞くことができしております。特に英語を学び始める小学校では、ネイティブスピーカーの発音を聞きながら英語になれ親しめることは、大変有効であると学校現場でも認

識されております。ALTとコミュニケーションができる場面や状況が設定されることで、持てる知識をフル活用して、自分の思いを英語で伝えようと挑戦する姿勢が児童生徒に見られます。

外国語で他者とコミュニケーションを行うには、社会や世界との関わりの中で事象を捉えたり、外国語やその背景にある文化を理解するなどして相手に十分配慮したりすることが求められます。ALTの活用により、児童生徒がその素地を養うことにつながっている様子もうかがえます。日本人教師とALTとのやり取りを見たり聞いたりする経験は、児童生徒のちょっとやってみよう、自分にもできるかもといった学習への意欲につながっている様子です。

学校生活において、ネイティブスピーカーが近くにいることによって、児童生徒のほか、教師にとっても英語に触れたり、英語を使ったりする場面が増え、言語面においてだけでなく、使用の場面や状況などの使い方を自然と身につけることにつながっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 小学1年生では、取り組まなくてもよいにもかかわらず、町ではALTと英語に慣れる時間を設けていると聞き、大変安心いたしました。子どもたちの学習への意欲につながるよう、これからもお願いいたします。

次に、現在町が配置しているALTの国籍はイギリス、オーストラリア、フィリピンだと伺いましたが、なぜイギリス、オーストラリア、フィリピンなのでしょう。ALTの資格要件などがあれば、併せて教えてください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

町では、ALT派遣の委託において、業者に対し要件を示しますが、国籍の指定はしておりません。国籍よりも積極的に児童生徒とコミュニケーションを取れることなど、人間性を重視しております。

町が示しているALTの要件ですが、次の全てを満たす者としております。英語を母国語とする外国人とし、発音、発声に優れていること、日常生活会話程度の日本語ができること、小中学校でALTの経験が3年以上あること、年1回配置校の校内研修に参加すること、教育に対して熱意を持ち、積極的に幼児、児童生徒及び教師とコミュニケーションを取ること、意欲があること、ここで幼児を含めておりますのは、小中学校の授業に支障がない範囲で園が開催するクリスマス会などの行事に参加してもらう場合があるためでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ALTの資格要件として、人間性を重視し、小中学校でのALTの経験が

3年以上など、また教育に対して熱意を持っているなど、様々な資格要件があることを知りました。ありがとうございます。

次に、ALTを活用した英語指導をより一層充実させるために、ALTが部活動に参加し、英語劇や英会話のアドバイスや発音指導したり、クラブ活動や委員会活動に参加している学校があります。

また、授業においては、ALTと生徒が1対1でスピーキングテストを実施したり、異文化理解のための学習をしたりと英語力の向上に大きな役割を果たしている学校もあります。

授業で中心的な役割を果たしたりするなど、さらなる活用を図るべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

授業においては、ALTはあくまでもアシスタントティーチャーでありますので、教員免許を持つ英語教諭の指導の下、ALTにしか体験させられない授業を子どもたちにたくさん提供していきたいと考えております。主担当である英語教諭がALTの特性を授業の中で最大限発揮できる授業を組み立てられるよう支援していきます。

町で勤務するALTには、先ほど議員のほうから紹介ありましたとおりヒアリングのパートナー、そして清掃、部活動、授業以外にたくさんいろいろやっております。休み時間などでも積極的に子どもたちとコミュニケーションを取って、時には英語で遊びをしている、そういう関係もごございます。実際にどのALTも積極的に子どもたちとコミュニケーションを取ってくれておりますので、非常に喜んでいただいております。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 これからも授業以外に部活動や委員会活動等に積極的に関わってもらえるよう依頼していただきたいと思っております。お願いします。

次に、文部科学省が実施した令和4年度英語教育実施状況調査を基に算出したデータによると、自治体が特に直接任用しているALTの人数は全体の21.2%、派遣契約によるALTの人数は全体の32.3%でした。

派遣契約のほうが直接任用よりも11.1%多くなっておりますが、私はALTを直接任用して教職員と連携した英語指導を進めるべきだと考えます。町では、派遣を委託していると伺いましたが、なぜ直接任用しないのでしょうか。また、派遣契約によるメリット、デメリット等があれば、併せて教えてください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

ここ3年間のコロナ禍でALTに関して心強かったのは、派遣委託のALTが体調不良などによる急なお休み、または数日間、あるいは長期間のお休みが必要になった場合、代替のALTが派遣され、授業に支障が出ることなく、児童生徒も教職員も十分なフォローの下で安心していられるという点でございます。

また、派遣会社ではALTへの研修が実施されており、イベントの企画、運営や英語検定の指導など、サービスが充実している点も魅力でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 体調不良などによる急なお休みの場合、替えのALTが派遣されるということが分かりました。なぜ直接任用ではなく派遣委託しているのか、理由がよく分かりました。ありがとうございました。

次に、英語教育の充実のためには、ネイティブとしてのALTによる指導は必須であると考えます。ALTの役割としては、正しい発音に触れることにより外国人とのコミュニケーションの機会を増やします。言語を学ぶだけでなく、国際社会に生きることを実感させる目的もあります。また、ALTと触れ合うことにより、自国のよさを見詰め直したり、異文化や多様性を理解したりする機会を増やすことにもつながるとも考えます。

中学校の授業は、原則としてオールイングリッシュで行われ、実用英語検定をはじめ各種英語検定を受験する生徒も増えてきております。もちろん、ALTの人数イコール英語教育の充実ではないことは承知していますが、ALTの増員によって授業や放課後等にも指導機会を確保できるというメリットを重視すべきではないでしょうか。

現在小中学校に1人ずつ、計6人のALTが採用されています。6月の定例会で一般質問させていただいた際には、学校教育課長よりALTの増員の予定はないと返答いただきましたが、現在の人数で十分と考えておられるのか、お伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

三ツ村議員の6月定例会での一般質問をきっかけに、町内6つの小中学校におけるALTの配置状況を再確認いたしまして、令和6年度から最大規模の邑楽中学校において1名の増員を考えております。ほかの5校につきましては、学校への聞き取りからも、現在のところALT1名ずつの配置で不足はない状況でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 AL Tの増員について、前向きに検討していただけることを伺い、安心いたしました。これからも教育現場の意見も聞きつつ、教育効果を十分に検討された上で、ご判断いただきたいと思います。

次に、小中学校における英語教育の現状、成果、課題についてお尋ねします。英語学習のスタートから小学校でAL Tの生の発音に触れることができ、さらにコミュニケーション中心の楽しい学びが展開されるなど、町の子どもたちは恵まれた学習環境にあると思います。

先ほど申し上げましたが、小学校で学ぶ学習内容や科目編成を示した現行の学習指導要領は、令和2年4月から完全実施されています。これにより、小学校における外国語としての英語教育が必修化され、小中高と英語学習を10年間積み上げることになりました。

英語教育の内容を要約します。3、4年生は、外国語活動として英語に親しむ学習スタイルで、聞くこと、話すこと、つまり音声を中心としたコミュニケーション活動が学習の中心となっています。年間35単位、週1時間程度の授業を行い、授業は原則として学級担任が担当します。5、6年生は、教科外国語、英語として年間70単位、週2時間程度の授業を行い、他教科と同様に授業での活動や学力が評価され、通知表に成績が記載されます。3、4年生の学びの上に、読むこと、書くことにも焦点が当たります。AL Tと楽しく歌を歌ったり、ゲームをすることが中心だった授業から、デジタル教材を活用し、世界の英語圏の様子を知ったり、本物の英語に触れたりしながら情報を聞き取ったり、自分のことについて人前で発表したり、実際のコミュニケーション活動の中で英語を学ぶ授業に変わってきています。

授業は、学級担任のほか、英語専科教員、AL T、外国語指導助手を積極的に活用し、話す、聞く、読む、書くという4技能を総合的に活用した英語力が身につくよう授業が展開されています。教科ですので、検定教科書があります。私も先日一読しましたが、私が中学校1年生の頃に学んだ内容がほぼ網羅されており、本当に2年早く英語を学び始めているなどということが実感いたしました。英語教育が必修化され、4年が経過しようとしています。この春、小学校を卒業する今の6年生は、教科として2年間英語を学びましたが、5、6年生の英語教科化に伴い、成績評価を行うことについて何か懸念されたことはあったのでしょうか、教えてください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

小学校3、4年生では、教科ではなく、外国語活動と位置づけられており、教科書は使用せずに文部科学省から出されている副読本を使用して英語になれ親しむことに重点が置かれております。通知表には、活動の様子が文章で記されます。5、6年生では、教科書を使用して英語によるコミュニケーションスキルの基礎を養います。教科としての扱いですので、通知表には評価が載ります。成績評価について、教職員から懸念の声は届いておりません。

英語に限らないお話にはなりますが、評価に至る過程を紹介させていただきます。現在小学校では、学習指導要領等に基づいて児童の実態に合わせ、CAN-DOリストと呼ばれる学習到達目標を作成しております。

ここで重要となりますのが、児童の理解度などの実態のしっかりとした把握です。児童の実態に即した到達目標を掲げ、児童と教師がその目標を共有して学習することで、到達度を把握しやすいよう工夫されております。先の見通しを持った指導をしつつ、単元の中で計画的にその後の指導に生かすための評価が行われております。

指導に生かす評価とは、児童の学習状況を分析的に捉え、その結果を教員が今後の指導に生かしていくためのものです。児童の様子を観察しながら授業が進みまして、単元の終盤では、そこまでの学習の成果について記録に残す学習評価を行います。目標の実現を図るという点から、妥当で信頼できる評価方法及び評価結果となるよう取り組みます。このように、目標や観点を明確に設け、順序立てて評価につなげることができる仕組みとなっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。

教職員からの懸念の声は届いておらず、評価に至る過程を紹介していただいていると知りました。また、CAN-DOリストという学習到達目標を作成し、目標や観点を明確に設け、評価につながる仕組みとなっていることを知りました。ありがとうございます。

次に行きます。私自身、学校を訪問して感じたことは、子どもたちが意欲的に授業に参加し、積極的にコミュニケーションを図ろうとしているということです。この子どもたちのやる気と英語に親しむ姿勢を大事にしていきたいなと思います。

また、気をつけなければいけないこととして、中学校1年生の内容が小学校に移行しているため、幾つかの内容について、中学校では初めて習う事項として扱われないケースがあるということです。例えば小学校では鳥、バードという単語が出てきた場合、覚えるというよりもまねてbirdと書くという学習になります。

ところが、中学校では新しく出てくる英単語にバードは入っていません。したがって、中学校の教員は小学校で書けるようになっていないと捉えてしまうおそれがあると考えられます。中学校の英語学習は、高校進学や将来の進路設計に大きな影響を与えます。この点につきまして、小中学校の連携はどのように行っているのかお伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

学校教育課に配属されている指導主事と一緒に私も学校を訪問し、授業を参観したり、教職員と

対話する機会を設けております。その中で、これも英語に限らずではございますが、小中学校間の幅広い連携の重要性を感じております。機会あるごとに連携のきっかけを逃さないよう、指導主事とともに心がけております。

英語につきましては、小中学校の英語に関わる教員の情報交換の場を設けたり、小学校間連携として1人の英語専科教諭が2校を受け持つことにより地域の差をなくしたり、中学校の英語教諭が学区内の小学校を兼務して英語を教えることにより、先を見通した指導ができたりする体制が整えられております。

実際に三ツ村議員が先ほどご指摘されたような、小学校で学習してあると思っていたがという話も今年度実際に私も耳にした経緯がございます。先週終業式がございましたけれども、その後に小中学校のALTミーティングがございました。ALTミーティングには、各学校のALTのほかは英語の特配教員2名が参加します。そこで、小学校と中学校が、お互いにどんな内容を学習するのかを情報共有することが大切と考えますとお伝えしたところ、現状や希望についてALT同士で意見交換をすることができました。今後は、ALTから吸い上げた意見も含め、子どもたちのためになる方法で進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 英語教育での小中学校の連携がかなり深くなっていることを知りました。これからも子どもたちに寄り添った教育の提供をしていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、英語教育の必修化は、話す、聞くの言語活動を通してコミュニケーションを図る、素地となる資質、能力を育成することにあります。今の小学3年生は、外国語活動として2年間、教科として2年間、計4年間で教育課程の中で学ぶ最初の学年であり、子どもたちが成長して社会人として活用するとき、英語によるコミュニケーションが一般化していることが期待されます。

それには、指導力のある教員による質の高い授業の実践が求められます。小学校においては、中高の外国語教員免許保有者が専科教員として授業を担当することが理想であります。しかし、英語専科教員だけではなく、全ての教員は県が採用しているため、町としては人員確保等が容易でないことは想像できますが、英語専科教員の配置などについての状況についてお伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えします。

今年度は、中野東小学校に英語専科教員が1名配置されまして、中野東小学校の3年生から6年生及び中野小学校の4年生から6年生を指導しております。邑楽中学校には、学校間連携の英語教員が1名配置されまして、邑楽中学校に加えて高島小学校の3年生から5年生も指導しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 英語専科教員が1名、英語教員が1名配置されていると聞き、安心しました。これからも教員の配置を含め、前向きにご検討いただきたいと思います。

次に、中学校の英語専科教員のスキルアップに対して、町として何か取り組んでいることがあれば教えてください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

学校ごとの各教科の主任が集まります、主任会というものがございます。主任会には、小中学校の主任が一堂に会して情報共有や情報交換ができる体制がございます。また、学校ごとに各学校の必要感に応じた内容で資質向上研修を実施しております。そこで、英語を取り上げることも可能です。

県が設定する英語教諭対象のオンラインの英語スキルアップ研修がございまして、そちらの周知や勧奨も行っておりまして、このような町外の資源も有効に活用していきたいと考えております。今後は、中学1年生の授業を小学校の教職員に参観してもらい、連携を強化していく考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ぜひ中学1年生の授業を小学校の教職員に参観してもらい、連携を強化していただきたいと思います。

また、着実に指導が進んでいると伺い、安心いたしました。課題の解決も含め、より一層現場への支援をお願いいたします。

最後に、生徒の習熟度の格差についてお尋ねします。グローバル化への対応として始まった英語教育の必修化ではありますが、一つ懸念があります。英語が教科として評価されることになり、小さいときから英語塾、英会話スクールなどに通っているお子さんが非常に多いことは、既に社会的にも十分認知されているところであります。意欲的な姿勢は歓迎すべきことですが、児童、保護者の英語学習に対する関心度の差により、低学年からの児童間の英語力の差が拡大し、中学校入学時には同室の授業実施が困難になるかもしれないと懸念しております。

実際に私が中学校の授業を見学させていただいた際にも、生徒の習熟度の格差を感じました。授業以外にも学びたいけれども、学べない事情のある児童に対する教育機会の確保や早々と苦手意識を持って英語嫌いになる児童への指導など、新たな教育的ニーズの発生を予見し、その対応についても考えておく必要を感じております。学校として、これら児童の習熟度の格差について、どのよ

うに考えておられるのか、お伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

従前、学校の授業は、一斉学習のスタイルでございましたが、ICT機器の導入により個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指す教育が行われております。一つの授業の中においても、一人一人の習熟度に合った学習スタイルと様々な習熟度の児童生徒が協働して学ぶスタイルとの上手な使い分け、また両方のバランスを上手に取ることで、児童生徒の学力を保障し、児童生徒の間に習熟度の差が生じたとしても誰一人取り残さない教育を進めていく必要があると考えております。

その手段として、町では場面に応じたICTの有効活用を推し進めているところでございまして、指導助手や支援員による教職員や児童生徒への支援の充実を継続していく考えでおります。

以上でございます。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。

たとえ習熟度の格差が生じたとしても、誰一人として取り残さない教育を進めていただき、指導助手や支援員等による生徒への支援を継続していただきたいと思っております。お願いします。

埼玉県の越谷市では、放課後こぼと塾を平成29年度、2017年度から実施しています。この塾は、学習課題の解決やつまずきの克服が狙いで、勉強のケアをする取組をされています。教育委員会が主体となり、現役の教員の負担にならないよう退職した校長や教員、また教職を目指す大学生などを指導員としています。放課後の教室を利用し、勉強につまずきのある子どもや塾に通っていない子ども、基本的には全希望者を対象に、週1回の学習支援を実施しています。特に親の収入や家庭環境に関係なく、希望者を中心につまずきの克服を狙いとして行われています。

呂楽町教育委員会が提出している令和5年度教育行政方針の11ページ、目標3、学校・家庭・地域の連携の中に放課後子ども教室の推進とありますが、越谷市の放課後こぼと塾の取組と併せて放課後子ども教室の現状について、教育長のご見解をお聞かせください。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

埼玉県越谷市の放課後こぼと塾につきましては、退職教員や大学生などによる放課後の学習支援として先進的な取組をされており、大変参考になる事例でございます。ご紹介いただき、ありがとうございます。

なお、放課後子ども教室は、小学生に放課後の安全な居場所をつくることを目的とし、放課後や

週末に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供するものでございます。

邑楽町では、国と県の補助を受け、平成20年度から平成27年度まで高島小学校で取り組んでまいりました。高島小学校では、学校支援ボランティアを行うグループに委託し、月2回程度、各種の体験活動や季節の行事などを行いました。平成28年度からは、自主的な活動に移行したため、補助金は交付されておきませんが、引き続きボランティアの皆さんが活動されております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 すみません。放課後子ども教室の推進ということで、お答えします。

放課後子ども教室で学習支援をという意見かと思えますけれども、放課後に学習を行うには時間的な制約があり、近隣市町の取組も宿題の支援が主なものとなっております。

邑楽町では、全ての小学校に隣接している児童館があります。そこで宿題の支援をしております。また、民間の学童保育も2か所あり、やはりそこで宿題の支援等がなされております。

放課後の学習支援については、一定の配慮がなされていると考えております。しかし、学習支援は様々な形があり、公民館を会場に学習支援を行っているNPO法人などの団体もございます。

会場や日時はいずれにいたしましても、邑楽町の全ての児童生徒が学ぶことの喜びを実感できるような学習支援の在り方については、教育委員会として引き続き追求してまいりたいと思っております。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 町では、全ての小学校に隣接して児童館があり、宿題の支援をしているということですね。

先ほど松崎学校教育課長がおっしゃっていましたが、誰一人として取り残さない教育を進めていくためにも、藤江教育長を中心として、生徒たちが学ぶことの喜びを実感できるような学習支援を継続していただきたいと思っております。

最後に、橋本町長にお尋ねします。私は、仕事柄英語を専門としているので、英語教育の質問ばかりさせていただきましたが、英語のみならず、教科全体として小中学校における学校教育についてどのようなビジョンがあるのか、また何かご意見等があれば教えてください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

本日の三ツ村議員の質問に関しましては、英語教育、特にALTの活用について、それから生徒の習熟度の問題、この2点を大きく取り上げていただきました。特に質問の中で誰一人取り残さな

いという、いわゆるSDGsの理念、これを取り上げていただきまして、議員もそこに見識がおありなのだというふうに認識もいたしました。

さて、町長が、この学校教育において、どのようなビジョンを持っているのかというような趣旨であったと思いますけれども、私も誰一人取り残さない、特に生徒の習熟度ということに関して、振り返ってみますと、私も35年前は中学生でありました。議員と同級生であったと思いますけれども、その頃、私も比較的勉強ができたほうだったものですから、同級生と一緒に習熟度が追いついていない同級生に休み時間であるとか、放課後、必要最低限、やっぱり進学してほしかったので、同級生として。そういった教えるというようなことをやっていた記憶がありますけれども、今の子どもたちが、そういう環境にあるかどうか分かりませんが、もちろんきちんとした資格、それから能力を持った大人たちが、そういった支援をしていくのは大前提ですけれども、子どもたち同士も、そういった教え合う、助け合う、支え合う、こういったことが、やがて大人になったときに、また違う面で、社会全体で仲間を支え合うような教育につながっていくのではないのかなというふうにも認識しています。また、学校現場においても、そういった促しがされているというふうに思っています。

さて、邑楽町において、町立の小学校、中学校合わせて6校ございますけれども、行政としての責務については、私は第一義的には、まずハードとしての学校環境をきちんと整えていくことが責務であると思っています。邑楽町においても、この間、耐震改修であるとか、老朽化した施設の更新、それから直近では電子黒板やタブレット、Wi-Fi環境の整備、またそれらをコロナ禍にあっては児童館であるとか、生涯学習施設でも活用できるようにというような環境を整えてまいりました。

また、前任の町長にあっては、やはり東毛地域の猛暑、これに配慮してエアコンをいち早く、東毛地域において整備するというような政策も取られてきたと思います。やはりこういった環境をきちんと整えていくことが、子どもたちが落ち着いて、安心して学習ができる環境になるわけでありまして、また教員の方々も率先して、そういう環境の整った邑楽町を希望していただけるのではないかと考えています。そうした中で子どもたちに初めてソフト的なものも提供していけるのではないかと考えています。

学校現場におけるそれぞれの考え方は、私は教育長、それから各学校長の考えや方針を尊重したいと思っていますので、まずはそこを信頼し、また教育委員の皆様もおりますので、それらと十分に連携、それから意見交換を重ねながら、また議員のご提案もいただきながら、戻りますけれども、誰一人取り残さない、そういった環境が今後も提供されるよう、町としても必要な努力を継続していきたいと、このように思っております。

○黒田重利議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 橋本町長、ありがとうございました。

大切なのは、公平な教育提供だと思えます。学校は、子どもたちは、保護者は学習指導要領の示す方向に向かって学習に取り組んでいくわけですから、町としては、子どもたちにとって、また地域にとって、よりよい未来を開くことにつながるよう先頭に立ってバックアップしていく姿勢を整えていていただきたいと思えます。私は、橋本町長を信頼しておりますので、今後の正しいご対応とご判断を期待しています。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日27日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 3時55分 散会〕